

第七十一回
会

参議院公害対策及び環境保全特別委員会会議録第九号

昭和四十八年七月四日(水曜日)
午後一時三十一分開会

委員の異動

六月二十八日

辞任
沓脱タケ子君

補欠選任
加藤 進君

七月三日

辞任
加藤 進君

補欠選任
沓脱タケ子君

七月四日

辞任
沢田 政治君

補欠選任
辻 一彦君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

森中 守義君

金井 元彦君

菅野 饒作君

杉原 一雄君

内田 善利君

君 健男君

斎藤 寿夫君

寺本 広作君

林田修紀夫君

加藤シヅエ君

辻 一彦君

小平 芳平君

高山 恒雄君

沓脱タケ子君

国務大臣
(国務大臣)

三木 武夫君

政府委員
(環境庁長官官房)

城戸 謙次君

事務局側

常任委員会専門員

説明員

科学技術庁原子力局次長

林野庁指導部長

通商産業省公益事業局技術長

環境庁自然保護局長
首尾木 一君

環境庁水質保全局長
岡安 誠君

中野 武夫君

倉本 昌昭君

松形 祐壽君

和田 文夫君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(森中守義君) ただいまから公害対策及び環境保全特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、沢田政治君が委員を辞任され、その補欠として辻一彦君が選任されました。

○委員長(森中守義君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

公害及び環境保全対策樹立に関する調査のため、来たる七月六日、参考人の出席を求め、当面の公害対策について意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認めます。

なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(森中守義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(森中守義君) 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨の説明を聴取いたします。

三木環境庁長官。

○国務大臣(三木武夫君) ただいま議題となりました自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

最近、国立公園等のすぐれた自然環境を有する地域にも、各種の開発行為が波及しつつあり、このような事態に対処するためには、国立公園もしくは国立公園の普通地域または自然環境保全地域の普通地区における行為の規制を強化する必要があります。このような観点に立つて、自然公園法及び自然環境保全法の規定を整備し、わが国における自然環境の適正な保全をはかる目的をもって、この法律案を提案いたしました次第であります。以下、この法律案の内容を御説明申し上げます。

まず、自然公園法の規定の改正として、第一に、国立公園または国立公園の普通地域における届け出を要する行為に、新たに、
一 土地の形状を変更すること。
二 海面以外の水面を埋め立て、または干拓すること。
三 陸域において、鉱物を掘採し、または土石を採取すること。

を追加したことであります。これは、最近これらの開発行為がますます顕著となる傾向にあり、これが無秩序に進められた場合には、自然破壊をもたらすおそれが大いいため、自然公園法上有効な規制措置を講ずることが緊急の課題であると考

えられるからであります。

第二に、自然公園の普通地域における届け出を要する行為について、着手制限期間を設けることであり、今後普通地域において届け出を要する行為をしようとする場合には、原則として、その届け出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届け出にかかる行為に着手してはならないこととしたのであります。

この改正は、三十日間の着手制限期間に、届け出のあった行為を十分に審査し、自然環境に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、行為の着手前にその禁止、制限等の措置をとることができるよう改めるものでありまして、実質的に特別地域における許可制に準ずる規制をはかることをねらいとしたものであります。

次に、自然環境保全法の規定の改正であります。これは、自然公園法の普通地域における着手制限期間の設定と同様の趣旨のもとに、自然環境保全地域の普通地区において届け出を要する行為をしようとする場合に、三十日間の着手制限期間を設けることとしたものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(森中守義君) 次に、補足説明を聴取いたします。

○政府委員(首尾木一君) 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず、自然公園法の規定の改正であります。第一は、国立公園または国立公園の普通地域における届け出を要する行為を追加することでありま

す。現在、自然公園の普通地域において届け出を要する行為としておりますのは、工作物を新築

し、改築し、または増築すること、特別地域内の河川、湖沼等の水位または水量を増減を及ぼせること、広告物等を掲出し、もしくは設置し、または広告等を工作物等に表示すること、海面を埋め立てまたは干拓すること及び海中公園地区の周辺海域において鉱物を掘採し、もしくは土石を採取することまたはその海底の形状を変更することであります。

しかし、最近自然公園の普通地域において、別荘地、ゴルフ場の造成、土石の採取等の届け出の対象外となっている開発行為が相当程度行なわれ、自然環境の保全上大きな問題となっており、これらの行為について自然公園法上の規制措置を講ずることができるよう新たに届け出を要する行為として、

一 土地の形状を変更すること。
二 海面以外の水面を埋め立て、または干拓すること。

三 陸域において、鉱物を掘採し、または土石を採取すること。

第二は、自然公園の普通地域における届け出を要する行為について、三十日間の着手制限期間を設けることとあります。申すまでもなく、現行制度のもとにおきましても、普通地域において届け出のあった行為が、当該公園の風景を保護する上で支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、必要限度において行為の禁止、制限等の措置を命ずることができるとなっております。

しかしながら、行為の届け出をした者は、直ちに当該行為に着手しても差しつかえないこととなっており、届け出があった行為の内容を審査した後、行為の禁止、制限等の必要な措置を命じようとする際に、届け出に係る行為がすでに相当進行している場合があります。このように適法に着手された行為をとらえて、その行為の途中ないし完了後に行為の内容を大幅に変更させたり、禁止したりすることは、実際上困難な場合が多く、また、行為者にも相当の不利を与えることとなり

ます。

そこで、本法律案では、このような現行制度上の欠陥を改め、届け出を要する行為をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届け出に係る行為に着手してはならないこととしたしております。

このように着手制限期間を三十日間としたしたのは、行為の禁止、制限等の措置命令は、行為の届け出のあった日から起算して原則として三十日以内に行なうことができるとされていることに合わせたものであります。風景の保護に対する支障の有無の判断に三十日という期間を要しないものについては、その期間を短縮することができるといたしております。

次に、自然環境保全法の規定の改正であります。これは、自然公園法の普通地域における着手制限期間の設定と同様の趣旨のもとに、自然環境保全地域の普通地域において届け出を要する行為をしようとする場合に、三十日間の着手制限期間を設けることといたしております。この自然環境保全法は、本年四月に施行されたばかりであります。自然環境保全地域の普通地域における規制は、自然公園の普通地域の規制の例にならったものであり、自然公園法の改正の趣旨と同様、最近における開発行為の進展に対応して、自然環境の保全に万全を期するため、改正をすることといたしております。

以上が自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明であります。

○委員長(森中義孝) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。

○杉原一雄君 いま、提案理由並びに補足説明の中にありました「自然公園法上の規制措置を講ずることができるよう新たに届け出を要する行為として」と、その行為の、三項あるわけですが、第一項の「土地の形状を変更すること」これに関連する具体的な事実について、こちらに入手

したニュース等を中心にしながらそれぞれ関係省庁の見解を求め、この法の適用についての今後の判断資料にしたいと思っております。まず第一点、質問をしたいと思うのですが、六月二十八日の朝日新聞に「スから申しますが、六月二十八日の朝日新聞に載っていたこととございまして、質問としてはあまり権威がないわけですが、ただ写真等も載っておりますので、これはたいへんなことだ」というふうに理解して問題提起をするわけです。

問題の起こっているところは長野県志賀高原近くでございまして、森林開発公社がスーパードックをつくった。伐採をやった、ほとんど周辺を伐採したわけですが、その道路の両側に並み木をとりあえず植えてあるが、しかし、そこを通る者にとつてみれば、その並み木を通して、伐採された荒涼たる姿がまのあたり直ちにわかるという事実があるわけですね。地元では、あるいは志賀自然史研究会の皆さんたちが「国立公園の、しかも水源かん養林になつていくブナ林を伐採すること自体、人間環境に有形無形の大きな影響をもたらす」と、見えないところは切つて見るところは残すとは子どもだましめはなはだしい」と、こういう告発が述べられていくわけです。

この事実について、林野庁からも来ておいでになつておりますが、計画進行してきた経過、そしていま具体的にこういう問題提起をされているわけですが、この事実等について、林野庁のいわゆる理由と申しますか、説明があつてしかるべきだと思つたので、林野庁の具体的なこの事実に対する説明、理由づけをお聞きしたいと思つた。

○説明員(松形祐典君) お答え申し上げます。ただいま御指摘ございましたのは、奥志賀スーパードックと申しております。この起点といたしまして長野県山ノ内町、終点といたしまして栄村というところで、延長といたしまして六十キロ、約十億円を想定いたしております。現在、そのうち約三〇％弱が就工いたしております。その受益面積といたしましては民有林が六千四百ヘクタール、国有林八千二百ヘクタール、合

計一万四千六百ヘクタール程度を受益する面積といたしております。この林道の特徴といたしまして、長野県の上信越高原地帯を南北に結びまして、直接、草津を経まして開発される林産資源を北関東市場へ輸送するというような大きな計画で計画をいたしております。ごさい。

ただいま先生御指摘でございまして写真の件でございまして、先ほど御説明申し上げましたように三割弱しか就工いたしておりませんので、実はまだこれを利用いたしております。したがって、写真に出ております地帯、やはり国有林と思つております。私の場所かというところは確認いたしておりますが、そのスーパードックの部分ではないというところは確かだと思つております。その周辺は、過去におきまして国有林のそういう伐採をいたしたことがございまして、したがって、従来から林道の周辺につきましてはなるべく残すように、やはり目隠しと申しますか、あるいはその道路の保護管理上も必要であるというふうなことで、なるべく四十メートルあるいは三十メートルというふうなものを両側に残すように指導いたしてまいっておりますが、私も写真を見ましたし、また、その事実につきましては現地を十分調査いたしまして、また、所要の手当て等をいたすつもりでございまして、

なお、私もそういう伐採をいたします場合は、国有林は施業計画というものがございまして、その中で具体的に伐採、植林あるいは林道開設等が計画されておるわけですが、昨年の二月でございまして、新しい国有林の施業方針というのを打ち出しまして、今後皆伐いたします面積をなるべく小面積にいたしまして、しかも分散いたしまして、なお、切る場合にも尾根筋、谷筋等には天然林を三割程度は残していく、そのこと自体が植林にも十分効果があるというふうなことを等々私ども企画いたしまして、ことしの四月から具体的にその施業計画に乗せまして、全国一斉にスタートしているというふうなことでござい

す。以上でございます。

○杉原一雄君 いまの答弁でわかることは、目隠しするために、この写真に載っているような、両側に木を残してあちらの荒涼たる姿をそこを通る人に見せないというようなことは、営林署としてすでに方針としてをやってきたんだと、そういうところをいいわけですね、御説明のとおり。

○説明員(松形祐堯君) 国有林、全国に約八百万ヘクタール弱でございます。したがって、その森林といたしましての機能といたしまして、御承知のとおり木材を供給するという使命もございす。同時に、国土保全あるいは水資源の涵養、先生の御指摘のあるいは自然環境保全あるいは造成とかそういう使命、つまり公益的な使命と両面がございす。したがって私も、その両面が調和ある形において日本の森林資源を育成し、また、そのような要請される機能に対応していくということが、私も国有林の与えられた使命でもあります。また、当然私もそれを受けて施業方針といたしておるわけでございます。

全面的に切らないということ自体は、特に大事なことにつきましては、私も全国で十数万ヘクタールの保護林、この地帯のようにブナの非常に重要なところ、あるいは学術上非常に大事なところというのは、全国で約千カ所ぐらい保護林というところで保存いたしておるわけが、それ以外の森林につきましては、保安林なりあるいは自然公園法等の制約のある部分を除きまして、林業経営的な手法を適用いたしておるわけでございます。しかし、先ほどお答え申し上げましたように、そういう場合でございますも、尾根筋とか谷筋とかあるいは道路口というものにつきましては、なるべく天然林を残すことによつて、森林の育成あるいは美観の維持ということとは前から指導いたしているところでございます。

○杉原一雄君 そうすると、六十八キロメートルでしょう、全体が。その路線が早く確定してしまっているわけで、作業は三〇%内外でしようけ

れども、路線は確定している。これはまず一応肯定していきたいと思うのですが、そうする中で、奥志賀、いわゆる志賀高原国立公園というところに対する、何か中へ入り込んでいくか、外側を回っていくか、その辺のところが事情は現地はどうなっているのですか。

○説明員(松形祐堯君) お答え申し上げます。

私も一般的にスーパードライ道等をつくり出す場合に、特に法的な制限のございす国立公園とかそういうところを通ります場合に、すでに御承知のとおり特別地域がございす。自然公園法に定められました第一種、第二種、第三種とございまして、そのほかに普通地域もございす。したがって、規制のきびしい第一種、第二種地区はなるべく林道は通さないように、それを通しないように路線選定の場合になるべく考慮をするようにいたしております。また同時に、工法といったにしても、土砂の切り取りあるいは捨て土の問題、あるいはのり面緑化を配慮するという、路線選定と同時にそういう工法に配慮するというようなことを考えておるわけでございます。十分この路線選定等につきましては環境庁と御協議申し上げてこれを実行していく、こういうことでございす。

なお、奥志賀スーパードライにつきましては、一部若干保護地区が七キロぐらいございすけれども、すべてほかは普通地域を通るようにいたしておるわけでございます。

○杉原一雄君 自然環境の首尾木さん、その点御承知なんでしょうね。そうすると、第一種、第二種、第三種ということだけれども、七キロ程度だというが、これは六十八キロの七キロです。それからパーセントはすぐおわかりだと思ふのですが、その辺の事実関係は、環境庁として事前に十分相談を受けて、よしわかったとオーケーを出しておられると私は判断するのだが、それはどうですか。

○政府委員(首尾木一君) ただいまお話に出ましたこの奥志賀スーパードライ林道が通過をいたしております特別地域は七・一キロメートルでございす

が、これは工事のない地域でございまして、現に道のある地域でございまして、そこを利用してこれをスーパードライ林道にいたしているわけでございます。したがって、ここには新たなそういう工事を伴っていないこととございす。

○杉原一雄君 そうすると、新しい立法とも直接その合意がない、既成の事実だけれども、しかしこの立法とも関係がない、だいたいようぶだ、こういういわゆる判断をしておられるわけですね、環境庁としては。

○政府委員(首尾木一君) 奥志賀林道の建設そのものにつきましては、これは普通地域につきましまして今度新たに土地の形状の変更といったようなものが入つてまいりますから、それは土地の形状の変更で事前に届け出ということになりますけれども、その点はすでに既着手工事でございますので、この点は、法律が通りましても法的な面での問題というところは生じないと思ひます。ただ、これが普通地域あるいは特別地域——特別地域につきましましては先ほど申し上げましたように新たな工事を伴いませんけれども、当然、公園の中を通過する道路でございすから、私もやはり管理上の問題といたしましていろいろ意見を申すべきところは申し上げる、こういうことは今後必要だというふうに考えておるわけでございます。

○杉原一雄君 そうすると、法的な問題とかそういったような意味では大体あまり問題はないので、今後の施工上の問題、それによつて波及する自然破壊の問題に対して十二分の監督指導をするということだと思ひますけれども、志賀の自然史研究会のメンバーが告発しているこの願ひといひますか意図、そうしたものに對してこたえる林野庁なり環境庁の、あと七〇%の作業があるわけですが、今後の作業を進める過程において特段と配慮されるような行政上の配慮ですね、そういう点は特別にないですか。既定方針どおりそれでいいと。この告発は、私初めてこれで知ったわけですが、けれども、そういう点では現地等と照らし合わせていただいて、問題はない、こういうふうに理解

していいのですか。

ただ私は、この新聞が国民に与える影響等から考えると、営林署、林野庁というものは何と云うべきかなことをするんだなあと、こういう印象を受けるわけですね、これを見た限りにおいては。その辺のところを、国民の自然愛に対する考え方に失望を与えないような特段の配慮をする事項等があるならば、環境庁並びに林野庁の立場から、こゝで自然史保護研究会の皆さんとやなくて、自然を愛する国民にこたえてもらいたい。法律的にはもう支障がない、施工上注意するということなことはわかりにくいのでありますが、その辺のところを最後のまとめとして、両庁からそれぞれの責任ある答えをいただきたいと思ひます。

○説明員(松形祐堯君) 私どもこの工事を、現在三割弱でございすけれども、これをあと七割工事を進める過程におきましても、先ほど来申し上げておりますように、きわめて注意をしながら、しかもある程度の金をかけながら、十分注意して施工していくことは当然でございす。同時に、その周辺にありまます国有林の伐採等につきましても、先ほど来申し上げておりますように、この四月からでございすけれども、新しい施業方針、特にこのような亜高山地帯でございすから、これの更新あるいはその維持管理というような面につきましても十分配慮いたしまして、伐採についても新聞紙上にありましたような非難のないように配慮しながらまいりたい、このように考えておるわけでございます。

○政府委員(首尾木一君) 自然公園の立場から十分この問題につきましまして林野庁に対し、実態もよく把握をいたしまして、その面で、特にこのスーパードライ林道による自然破壊ということが起こりませんように十分に申し入れをしていきたい、かように考えております。

○杉原一雄君 次は、問題を変えますけれども、同じ自然を愛するグループで環境保全グループという銘を打って、私の県の誇るべき大自然である立山連峰の自然を守る会が、六月の下旬にわたつ

て宣伝ビラ等を街頭に出てまきながら、立山連峰の自然を守ろうという運動を展開しているわけです。しかも、そのグループの会長は、私の尊敬しております元富山大学の植物学の教授であります。いま定年退職されて、そうした市民運動の先頭に立つてがんばっておられるわけですが、この人たちの市民界に訴えようとする問題は、立山の大自然を守るということ。ところが、この前の環境庁長官をしておりました大石さん、実はこの山を非常に愛して、山登りもした、だからというので、特に私の主張とも意見が一致したのでありますが、この立山連峰の自然を守る会の皆さんたちの体を張っての行動、主張、それは何か、こういうことなんです。

それは結局、最近立山が、観光客あるいは観光バスがほとんど山の中に入ってくる、その結果あらわれてきた現象に、立山独特の野鳥、特に雷鳥等が有名なんです。非常に数が少なくなりました。あるいは立山杉、何千年の歴史を誇る巨大な立山杉等がごみをかぶって、まだ排気ガスというところまでいかぬけれども、やはり枝葉にごみがかぶれば呼吸が困難でありますから、木がだんだん衰え始めています。こういう現象的な一つの姿を見て、植物を愛する植木会長等が、いたたまれなくなつて街頭に出て、いわゆる観光客等にも呼びかけ、市民界の協力を求める、こういう実態等が出てまいりました。最後にこの人たちの特にきつて言っていることは、立山へのマイカーの乗り入れを永久に禁止する、観光バスの台数を制限してもらいたい、こうした具体的な要求をもひきつけては街頭に出て、たくさんの方ではありますけれども、がんばっている事実を、私のいなかでございましてから連絡が実は参ったわけです。

こうしたことは何も私のところの県だけの問題でなくして、全国至るところにあることだと思います。きょうの法案等の指摘は、より具体的に、もっと大きなスケールで自然を破壊する、土地の形状を変更するとか、海面以外の水面を埋め立て

るとか、飲物を掘り起こすとか土石を採取するとか、そういうものに対するこれは規制であります。提案の内容はそうだと思うのです。いま富山大学の環境保全グループのメンバーの提起している問題は、これよりももっときめ細かいか、しかもより広範な影響力を持つ車とか、そういうものに対する、観光客に対する呼びかけでもあるわけです。こうした現象は、日本じゅう至るところにあるのではないかと。

そこで、これはいま法案審議でございしますが、こうしたこと等についてはこの法案は、積極的にああする、こうするということはないと思うのです、ほくは、十分点検しておりますが、こうしたことは首尾木局長、ほかの自然保護その他でこれはどうなるか、環境庁ではどうできないのかどうか、果敢階ではどうできないのかどうか、やるか、やるとすればどういふものをよりどころとしてやるのか、あるいは憲法、あるいは条例その他いろいろあると思いますけれども、その辺のところを、この保全グループの皆さんの訴えにこたえてもらいたいと思う。よしわかった、こちらにまかせてくださいと言えぬのかどうか。その辺のところを法解釈の問題として明らかにしてほしいと思います。

○政府委員(首尾木一君) たいだいま御指摘の問題は、いわば公園管理の問題ということで非常に重要な問題でございします。非常にわが国の国立公園が、オーバーユースというようなことで、その面から自然の破壊といったようなことが問題になっておりまして、私もこれに対して、これを何とかする方法はないかということで検討いたしておるわけでございますけれども、現在のところ法律的に申し上げまして、私どもの法律のほうでこれを権限として規制をするというところは、一般的に今日の法律ではできないわけでございます。御指摘にありました立山の問題でございしますが、立山の道路につきましては、現在県の自主的な規制をいたしまして、千寿ヶ原まででマイカーの乗り入れを禁止しておるというように承

知をいたしております。

これは道路管理者としての権限に基づきまして、この道路の使用についての制限を加えておるわけでございます。道路管理者の決定としてこれをやれば、それは法的にできるわけでございますが、この問題につきましては、もちろん道路をつくります際の道路の設置目的とかそういうようなことからいまして、なかなかすべてのこのようにしたような車道について、これを実際の問題といたしまして車の乗り入れを禁止するということは、事実上の問題として非常にむずかしい問題であるわけでございます。

今後、私もいたしましては、問題がございしますので、こういったようなオーバーユース対策といいますが、そういったものにつきましても十分検討をいたしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○杉原一雄君 いまの保全グループの皆さんには、まだ先ほど申したように要求があるわけですね。しかし局長の答弁では、それはなかなかいまの法の網では規制は困難、果敢自では車、マイカーの規制は、マイカーはいまおっしゃったとおりなんです。千寿ヶ原まで上がってはならぬことになっておるわけですが、環境保全グループの皆さんから、マイカーは今後も禁止してほしい、それから観光バスの台数を制限してほしい、こういう要求が出ておるわけです。

いま、今後検討ということなんですが、自然保護ということに焦点を合わせて今後検討をすることだと思ふけれども、その検討の一つの方向づけとして、あるいは立法措置の問題を考えているのか、あるいは県に対する指導行政の方向を考えているのか、どちらでもいまと総合的に考えているのか、どちらかわかりませんので、局長のいまの検討するということについてもう少し検討をしてみたいと思うのですが、どういふことでしょうか。

○政府委員(首尾木一君) これはやはり総合的に検討をいたしたいと、こういうことでございま

す。もちろん一つの方法といたしまして、法的な措置によつてこれを解決することができるとかどうかということも検討をすることでございますけれども、それまでこの問題を放置しておくということではございせん、それそれ、そのところとところによりまして場所的に、ただいま申し上げましたように、富山等においては立山等においてはある程度のそういう規制もやっておられますし、場所によつてやりやすい場所、やりにくい場所といったようなものもございしますから、全体としてそれを、法的な検討はもちろん一方において進めますと同時に、場所場所によりまして具体的な方法を考えていくということを含めまして、総合的に検討をいたしたいというところでございします。

○杉原一雄君 次は伊達火力の問題ですが、ここでは通産当局とやり合うようなことはやりたくないと思ふ。問題は、伊達火力は御承知のように、四十五年の三月に北海道電力に火力発電所の誘致を伊達町が申し入れたと、それは昨年は採択でありであったのか、その辺はわかりませんが、一応記録的にはそうなつてくると思ふ。最近大きく問題となつてこの火が燃え上がったのは、六月時点における、北電、機動隊の出動を要請、反対派のすわり込みを武力で排除、強行着工と、こういうところによりいよいよ日本全国に大きな問題として燃え上がったわけなんです。

この火電そのものの反対とか賛成ということなどは、私はここで議論したくないわけなんです。ただ環境庁として、四十五年から今日までもうすでに三年以上経過しているわけですから、伊達火力と、伊達火力の近くにある国立公園、洞爺湖等があるわけですから、その辺のところを、これを施工しようとする側の企業のはうからの何らかの連絡、また積極的に行政当局として現地を調査して、結果的に環境破壊、自然破壊、こういう問題等が、いわゆる火力発電、地域開発の結果出てくるかどうか、それは起こつてからではおそいのでありますから、法案にも書いてあるとおり、事前にチェックするという努力等をなされたかどうか

か。しかも、そのなされた結果によって、大切な国立公園が何ら汚染される憂いなしというような判断等を下されているのかどうか。

その辺、環境庁として直接タッチされ、調査され、現在判断されたから火力発電が着工を強行にやろうとしているのだらうと思えますから、その経過をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(宮尾木一君) 伊達火力発電所の設置問題につきましては、主としていたしまして、その大気汚染のおそれを中心といたしまして、その公害の關係に關しまして事前の調査ということ、環境庁といたしましては十分これをやっております。

ただいま先生の御指摘になりましたのは、伊達火力発電所の近辺にございます国立公園の支笏洞爺国立公園、これについての影響ということについて、これをどのように調査をしたかという一般的な尋ねでございますが、この影響としまして一般的に考えられますのは、これはやはり風による影響ということであろうと考えております。洞爺湖は、この国立公園は伊達火力のちようど真北にあたるこの位置をいたしておりますので、主として南風の影響というものが一番具体的な問題として考えられるわけでございます。この地区の風向でございますが、これは南風の年間頻度が三十一・四％というところでございまして、恒風といひましては、北北西、東北東の風が四五％という結果になりました。

この結果によりまして、したがって年間三十一・四％程度でございますので、伊達火力発電所は洞爺国立公園の南端約五キロメートルのところにあるわけでございますから、その点での影響というものはそれほど重要な影響があるというふうには考えられない、こういうような判断をいたしておるものでございます。

○杉原一雄君 長官、いまお聞きになっていなかったかもしれないけれども、伊達火力がいよいよ強引に機動隊を動員して、現に着工したわけ

です。そこでいま局長から事前の調査等についての報告を受けたわけですが、風がほぼ南風で三十一・四％だ、だから結果的には、局長の判断は大體心配がないという考え方のように受けとめますが、しかしそれはちよつと、後ほど辻君からいろいろなそうした専門的質問があると思ひますが、やはりどういふ硫黄分を含んだ石油をたかくというところで問題はまた変わるわけですから、簡単に風の頻度が少ないからだいじようぶだというような結論にはならない。

だから、これは今後いろいろ通産等の指導行政によつて変わると思ひますけれども、しかし、えてしていまの全国的に設置される火力等の状況から見れば、この場合でも煙突が百六十メートルの煙突なんですよ、増設される煙突は。そうしますと、五キロあたりが一番危険じゃないかと思ひますね。二キロ、三キロ、四キロ、五キロ、そこらあたりが一番亜硫酸ガスにおかされるのじゃないか。だから、だいじようぶだなどというようないかなどは私はまだ言える段階ではない。

でありますから、長官にはつきりお願いしたいことは、こうしたことはこだけ起る問題じゃない。辻君の福井県あたりで原発その他の問題がたぐさんあるわけですが、これは環境庁としても相当腹帯を締めてこうした問題に対処していかないと、せつかつく自然、そうしてまた皆さんがなわめて大きいたた自然公園が破壊されるおそればかりで、きつても事前の徹底的な調査と、それからその企業その後の運営の姿等を点検した上での判断と指導がなければならぬと思ひますが、これは私、具体的なこの一事をもつていろいろ問題の一つの今後の行政の方向づけを明らかにしていただきたいから、この問題提起を実はしているわけですから、長官からこうした問題、具体的なケースをいま私が提起いたしましたから、今後の行政指導方針といひますか、基本的なこうした問題に

対処するかまをひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) こういう問題が将来も起こり得るのですが、事前に環境に及ぼす影響というふうなことを調査しなければならぬわけでございます。環境容量といひますか、許される範囲内ではいろんな工場の設置等も認めるといふことでなくて、環境は保全できないわけでありまして、今回の場合も、いま杉原さんの御指摘されるように、今後の火力発電所がどういふふうな油をたかくかということも影響がありますし、そういうので単に最初に影響はないという判断を下しても、今後におけるいろんな諸条件ともならみ合わせて考えなければならぬ面もありますので、将来とも環境保全という点から、工場のいろんな排出物に対しても注意をいたしておく必要がある。あんまり安易に考えることはいけないと思ひます。

○杉原一雄君 きょうは七月四日で、南北朝鮮統一の声明を出した日であります。私も去年の七月十四日に向こうへ渡つたのですが、非常に驚いたのは、朝鮮戦争のさなかに金日成首相が、数十ヘクタールのところに苗木を植えるというので苗木を育成したという、すばらしい将来の展望を持った政治家の姿を見てまいりました。現にまたピョニヤンその他は森の町でございます。アメリカの砲火のもとに焼き尽くされたところが、現在は大きな柳の木などでおおい隠されていゝという現実を見てまいりました。

きょうはその記念すべき七月四日でございますので、金首相のそうした行政の姿を頭に刻みながら、いま環境庁長官の答弁を多とするのであります。問題は、これからやはり地域開発というスローガン、美名のもとに、自然破壊の仕事がどんどん行なわれるおそれきわめて大である。林野庁のほうからも、木は切つて用材として利用するといふ、利用面の問題も提起されたわけでありまして、火力発電にしたところで地域開発の拠点という大義名分がおそくあると思ひますが、ただ問題は、立山杉のように何百年何千年の巨大な杉が、いまここにマイカーが流す排気ガス、あるいは

は観光バスがまき散らす砂や砂ぼこりが木を枯らす、衰えさせるということについては、これはその年数がからなくてもできる仕事なんです。

そういうことだから、環境庁の今後の行政指導はやはり長期展望に立つた、いわゆる大自然を守る、環境を保全するといふ大きな任務があると思ひますから、その点、すぐれた長官をいたたいておりますから私は安心して行政をお預けする気持ちはあるわけですが、しかし事は総環境、いわゆる人間環境ですね、それから政治環境、経済環境はなまやさしいものではございせんので、長官の決意と今後の行政に大きく期待を寄せ、きょうは私これで質問を一応終わります。

○国務大臣(三木武夫君) 杉原委員の言われるように、自然環境は破壊をするとなかなか回復はむずかしいし、年限がかかるわけでありまして。しかし一方において、いろんな開発という必要性はそれ自体としてのいろんな必要性を持つてきておるわけですから、相当なやっばり力を持つて推進をしようとするわけでありまして。その間にあつて自然環境を守るといふことは容易なことでは私はない。非常な決意を持たないと、どうも開発のエネルギーに押しまぐられる危険性を持つておりますから、いろいろ御指摘になりましたように、環境庁は相当な決意を持って自然環境の保全に当たられなければならない決意のものと、そういう点で、われわれも相当強い決意のもとに、自然環境の保全にできるだけ努力をしていきたいという考えでございます。

○辻一彦君 きょう、自然公園法及び自然環境保全法の一部改正案の審議にあつて、私は国定公園内における原子力発電所の諸問題について質問を若干いたしたいと思ひます。

これは長官も御存じのとおりであります。原子力発電所が建設される場合に、その安全性から考へて大都市を避けてゐる。それから地理的な条件、岩盤のかたさであるとか、あるいは冷却水に必要な海水、こういう点からどうしても海岸線になる。ほとんどが海岸線になつております。しか

もその海岸線というのは、非常に風光明媚なところ、水や、空気、そういうものが非常にきれいなところが多く、たとえば福島県の太平洋沿岸も、かなりでありますし、また福井県の若狭湾も私はその例であると思います。

福井県の若狭湾について言いますと、去年夏、五百万人海水浴のお客さんが来ている。高浜という町では、土曜、日曜は一万の人口が二十五万人ぐらいにふくれあがる、そういうところになっております。運輸省は、東では九十九里浜、西日本におきましては若狭湾に国民保養基地、海洋性のレクリエーション基地を建設しよう、こういうことで将来千五百万以上の保養人口を若狭湾に誘致をするという、そういう構想のもとにいろんな計画が進められている、そういう条件にあります。

ところが、そういう場合に、いま若狭湾では日本原子力発電所、関西電力をはじめ九つの原子力発電所が稼動もしくは建設中である。あるいは、動力炉・核燃料事業団の構想によると高速増殖炉をつくりたい、関西電力は百万クラスの発電所をさらに五つ六つ若狭湾に設置をしたい、こういう計画があるようにいろいろな点から私聞いておるわけでありました。

そこで、これは非常に自然環境の破壊という点、国定公園の中の地形変更という点、それから環境の中でもなかなか熱汚染、温排水の及ぼす水産物並びに自然環境に与える影響という点、あるいは非常に問題にもなりますが、放射性廃棄物が環境放出される、これは将来十年、十五年先を考えると非常に大きな問題じゃないかと考えます。こういう点で、環境庁は少なくとも住民の立場に立つ、こういう立場でいままでも努力をされたと思いますが、こういう原子力発電所のこのような建設状況に対して積極的な介入を環境庁はやるべきじゃないか、そういう立場から私は二、三ただしたいと思います。

クを行なったか、このことについてまず局長から伺いたい。

○政府委員(岡安誠君) いまお話しした日本原子力発電の建設につきましては、電調審かと思えますけれども、そこにかかりましたのは四十年の五月といふふうに聞いております。当時、当然環境庁がございませんで、どういふようなチェックが行なわれたか必ずしも明らかにされておりません。

○辻一彦君 そのときに厚生省の担当局があるはずですが、国定公園の中でありましてから何らかのタッチをしていると思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(首尾木一君) 御指摘の教員の発電所につきましては、当時厚生省におきましては、その問題に具体的にタッチをしておらなかったというふうに承知をいたしております。なお、その後の美浜等につきましては、これは当時の自然公園審議会の管理利用部会の方にはその話をいたしましたので、それについての御意見を伺っておるということでございます。こういうふうに承知をいたしております。

なお、これは国定公園でございますので、権限をいたしましては県知事の許可の事項になっておるわけでございまして、ただいま申し上げました自然公園審議会の管理利用部会に、このような案件について厚生省としてどう指導すべきかという点についての御意見を、諮問ではございませぬが、事実上の問題として御意見を伺ったというふうに聞いております。

○辻一彦君 逐次私は美浜、高浜、大飯とお伺いをしますが、教員のほうからであります。当時厚生省は、機構上あるいは法的な根拠においてこういう問題にタッチすることができなかったのかどうか。その点はどうか。四十年五月に行なわれた教員のこれについて。

ざいですが、この当時におきましては、そのような指導を特別に行なっておらなかったというふうな伺っております。

○辻一彦君 やつていなかったということですね。

第二に、教員に動力炉・核燃料事業団が新型転換炉、いわゆる高速増殖炉との中間であるという新しい原子炉をつくっておりますが、これの建設についての許可について当時どうしましたか、これを伺いたいと思います。

○政府委員(首尾木一君) なお詳細に調べてみたいと思いますが、教員の問題につきましては、当時厚生省としてはノータッチでなかったのかというふうに考えております。

○辻一彦君 ノータッチですか、でなかったか、どつちですか、タッチしたか、しないか。

○政府委員(首尾木一君) タッチしなかったというふうに想定されます。

○辻一彦君 これは一応朝、九つの発電所の建設にどう厚生省以来環境庁がタッチしたか、ちよつと通告してあったのですが、一応わかつてますね。――通告してありますね。

○政府委員(首尾木一君) ちよつと聞いておらないです。

○辻一彦君 局長は聞いてない。そうですか。朝知らせたのですが、じゃ時間がかかってでも若干尋ねます。

第二は、いま御発言ありました美浜の発電所、これは関西電力ですが、一号炉三十四万、二号炉五十万、三号炉八十二万六千キロと三つの発電所が、すでに二つは稼働している。三つ目は建設中でありまして、これについては先ほど、タッチがあったようでありまして、どういう経過であったか、この点いかがですか。

○政府委員(首尾木一君) 美浜につきましては二号炉からタッチをいたしておりました。このタッチと申しますのは、先ほど申し上げましたが、当時の自然公園審議会の管理利用部会にこの案件につきまして御相談を申し上げておる、こういうことでございます。

○辻一彦君 御相談というのは、どういう審議とどうか相談をしておりますか。

○政府委員(首尾木一君) このような原子力発電所を設けることについての可否、それから設けるとした場合に、どのような点について配慮すべきかというような点でございます。

○辻一彦君 それじゃ、その二号炉の次に、去年の三月に美浜に三つ目の三号炉が認可されておりますが、この三号炉はもう昨年の春のことですから、一年ちよつと前ですね。そのときにはどういうチェックというか、審議が行なわれたか、この点いかがですか。

○政府委員(首尾木一君) 審議会は、四十六年の三月二十四日に、先ほど申し上げました自然公園審議会の管理利用部会の方にこの案件をかけたとして、当時、この問題につきましては、土捨て場の場所でございますとかその他につきまして指導をいたしておりました。

○辻一彦君 いや、その資料を出させて、結論は、環境庁としてはどういふ結論を出したのですか、そのときに。

○政府委員(首尾木一君) 美浜の三号炉につきましては、当時の意見といたしまして、管理利用部会としては、これは発電所の建設についてはやむを得ないということでございまして、その施工方法等について指示をいたすということで、当時の審議会の御意見といたしまして、管理利用部会での御意見はそういう結論であったわけでございます。

私どももいたしましては、そういう審議会の御意見も伺いました上で、これについては従来からの継続的な行為といたしまして、この原子力発電所の設置については自然公園法上やはり公益との調整の上からいってやむを得ないというような判断に基づいたわけでございます。

○辻一彦君 じゃ第三に高浜地区、この高浜町の和田海岸は日本海岸では有数の海水浴場、先ほど言いましたように、土曜、日曜は大体一万二千人の人口が二十万から五万にふくれるというたいへん夏に人が来るところですが、ここに関西電力

は同様一号炉、二号炉、それぞれ八十二万五千キロワットの発電所がもうすでに完成に近い状況になっておりますが、これが審議されたときに、当時の厚生省もしくは環境庁はどうだったか。この点いかがですか。

○政府委員(首尾木一君) ただいま先生の御指摘になりましたのは、いわゆる安全性問題ということと関連をして、その点についてどういうふうな判断をしたか、こういうお尋ねかと存じます。

○辻一彦君 いや、ちょっと。安全性はね、これは科学技術庁がやることです。原子力委員会がありますからいいですが、国定公園の中でですよ、その中で五つ、六つ、七つ、八つ、九つと、原子力発電所がもうノーゾロでどんどん認可されていく。その中で住民の立場から環境庁はどうタッチをしたか、どうチェックをしたか、そのことを聞いておる。

○政府委員(首尾木一君) 高浜の発電所につきましては、昭和四十四年の五月二十一日に当時の厚生省におきましてこれを論議をいたしまして、やはりこの高浜の発電所につきましても建設についてはやむを得ないということで、建設にあつたのは、自然景観といえますが自然の風致の保全といたつたような観点から、必要な指導を四十四年の六月三日にいたしております。

○辻一彦君 最後と同じく若狭湾の大飯町、ここは和田海岸へ九キロ、小浜市に九キロという距離ですが、大島半島の端に世界最大の百七十七万五千キロワットの原子力発電所が二つ認可されていまして、去年の三月、これについて環境庁はどうチェックをしたか。その点いかがですか。

○政府委員(首尾木一君) 大飯発電所につきましては、昭和四十四年の十二月二十三日と四十五年の十月十九日の二回にわたりました。先ほど申し上げました自然公園審議会の管理利用部会にこれををはかりまして、行為をいたしましては調査のためのボーリング、それから土地形状変更及び海面の埋め立てということについて、当時これが議題

となりまして論議をされております。その後あらためてこれについての特別に審議会における審議——審議といいますが、御意見を伺うということにいたしました。

○辻一彦君 長官にお伺いしますが、いま私は、第一は福井県若狭湾の敦賀、これは三十五万キロワットの日本原子力発電所、動燃の新型転換炉、それから美浜町におきましては関西電力の一号炉三十四万、二号炉五十万、三号炉八十三万、高浜発電所が同じく関西電力の一号炉八十二万六千、二号炉同じ、また大飯町は同じく関西電力の百七十七万五千キロワットを一号炉、二号炉、二つ。九つの発電所があつた若狭湾という五十三キロの間に全部認可されて建設中です。

私はこれを見たとき、これが国定公園の中に全部含まれているというふうな中で、環境庁がいかに自然保護といふ環境保全というふうな点からいっても、この九つを、やむを得ない、やむを得ないといつて全部認めたというところは、環境庁の機能といふか、あり方からして、使命から見て、非常に私には問題があるのじゃないか、こう思いますが、ひとつ環境庁長官としてどうお考えになるか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(三木武夫君) 原子力発電というものが、どうしても人家の稠密地域から遠隔の地に選ぶというところになるわけで、そうなるべくと、立地条件として自然公園内というものが候補地にあることがあり得ると思ひます。ことに日本の場合は、石油というもののから原子力発電へエネルギー源が変わつていかなるを得ない。公益性を持つていられるわけですね、エネルギーの。そういう場合に、私も原則としては好ましいことだとは思ひますが、そういう自然公園内に原子力発電所がくることは、原則論としては好ましいものとは思ひませんが、そういう、一方に持つておる原子力発電という一つの公益性から考えて、だから、自然環境というものを非常に著しく破壊するような場合には、幾ら公益性があつてもこれは

やめなければならぬが、その間の一つの利害というものをどう調整していくかということが、いずれの場合においても起きるわけであります。

自然公園といふものも相当広い範囲内に指定を行なつておるわけでありまして、政府の国有地のようなものでもちゃんと確保しておるわけではなから、相当広い範囲内にわたつて国立公園でも国定公園でも地域指定が行なわれておるわけでありまして、そういうところの利害の調整というものが現実の問題として非常に起こり得るわけで、今後は、環境庁といふものもできて、そうして自然環境の保全ということをや大きな行政の目標としておるわけでありまして、原子力発電という社会的に非常に強い要請があるにしても、自然環境の保全と両立するような方向で今後指導していくということよりはかは私はないのじやないか。必要だからといって、自然環境に害が及ぶというふうなものがあるれば、これはやっぱり認めるべきではないと思ひますが、その間、両方の利害といふものをどのように調整していくかというところが、その場合その場合で価値判断をせざるを得ない場面によつてかゝると思ひます。しかし原則的には、やはり自然環境を保全しながら、国の要請である電力の公共的要請にこたえていく、何とかこれを懸念に調整をするということが必要だと考えております。

○辻一彦君 それは幾つかの問題がありますから、質疑の中で明らかにしたいと思ひますが、まず第一に通産省にお伺いしますが、通産省は、全国に何十カ所かの原子力発電所の立地条件を調べて、かなりの箇所を調べておつたはずですが、私はちよつと数を記憶してないのですが、何カ所調べましたか。

○説明員(和田文夫君) いま、年度別には出ておりますが、計算しております。

○辻一彦君 いや、大まかにいいですよ。

○説明員(和田文夫君) 大略でございますが、三十七というところでございます。

ね。これはずいぶん前です。それが一つと、日本にはいろいろな立地条件の場所がかなりあるといふこともあります。それから若狭湾は、私に言ひましたが、去年でも五百万の海水浴のお客さんが夏に来る。運輸省はこれを千五百万以上にやるんだと、こういつていろいろの計画を進めておる。そういう条件を見たときに、ここにこれだけ、しかも自然公園、国定公園の中に集中するということについて、環境庁が疑問をあまりお持ちになつていないんですね。

審議をされたけれども、ほとんどやむを得ないというふうな形で全部私はパスして思うのですが、これは私は少なくとも環境庁が、日本にいろいろなところもあるんだし、ここにこれだけたくさん集中することについていろいろの論議がもつとされなくちゃならないと思ひますが、一回その報告があつてそれで終わりというふうなことは、真剣に環境の点から、お考えになつておつたというふうなちよつと思ひにくいのですが、この点いかがですか。

○政府委員(首尾木一君) 過去の問題について言ひわけをするようでございますが、御指摘のありました一連の敦賀発電所から美浜発電所、それから高浜発電所、大飯発電所等の問題につきましては、これはいわば環境庁の発足以前の問題、あるいは以後の問題も若干ございしますが、これにつきましてはその以前に、すでにこの建設につきましては厚生省当時におきまして、その点について審議会の一応事実上の御審議もいたして決定をいたしておりました問題で、その問題について、ただいま申しましたようなやむを得ないというふうな結論でございまして、お聞きします。

ただし、この当時におきましても、当然この原子力発電の問題につきましては、特に自然公園の風致との関係から申しましての調整というものを十分やつて、その上でこれをやつたものと考えております。ただし、もちろんこういつたようなものができますれば、その限りにおいて自然の風

致をそこなうということにつきましてはこれは明らかでございまして、その点はやはり、基本的に公益とその自然公園の目的といえます。風致の保護ということも調整をいたしまして、そこで公益性が非常に高いということで、やむを得ないといったような判断をいたしましたものでござい

ましては、現在、那智勝浦、それから鹿久居島等におきまして、国立公園地域内でございまして、この原子力発電所の新設についての調査ボーリングの申請がまいておられます。これにつきましては、環境庁が発足をいたしまして、自然環境の保全という観点から、さらに単に風致ということだけにとどまらないで、もう少し広く自然環境の保全といったような観点を加味をいたしましてこの問題について慎重にすべきだということで、この問題についてはいまペンディングの状態にいたしておるわけにござい

実態を申し上げますと、原子力発電所の問題につきましては、これはそういったような風致だけの問題ではございせんが、漁業に対する影響の問題でございまして、あるいは安全性に対する問題でございまして、こういう点についての一般の地域住民の反対といえます。そういうものがかなり事実の問題としてあるわけにございまして、いわばこれは自然公園の問題であると同時に、地域の問題であり、環境一般の問題であるというところでございまして、単純に風致の判断というだけではこの問題を私どものほうが先行いたしまして許可をするということによって、何かあたかもそれが全体としてそのことについて国が容認したというようなことに取り運ばれますことは、まことにこれは困ったことであるわけにござい

発足をいたしましたので、私どもの立場といたしましては、自然環境の保全あるいは自然の景観の保持というような観点から、厳重な審査をいたしまして結論をこれに出すべきだというふうに考えておるわけにござい

ましては、御存じのように大阪の発電所は、これに賛成した町長がリコールで追われて、そして反対の町長が出て電力会社から町への支援をとりつけるとか、美浜町のように五、六億円町に寄付を受けて、坐わり込んだ、賛成になったとかというふうないろいろなケースが美浜や大阪にありま

【委員長退席、理事杉原一雄君着席】

○国務大臣(三木武夫君) 私は、常にこういう問題が起ると思ひます。これは、辻さんは立地する場所が、なかなか立地の条件というものは、いろいろな基盤の問題もあるでしょうし、それから地元の同意も要するでしょうし、必ずしも至るところに立地できる場所があるとは思ひません。日本は狭いと思ひますね、諸外国とは違つて非常に狭い国土ですから、こういう問題は起ると思ひますが、しかし、いま環境の保全というものは、これはたいへんな国民的関心も高まつておるときでありますから、したがって、今後この問題については、環境庁が環境保全という立場から、従来にもまして厳重な事前のアセスメントをやるということ、これはしなければならぬと考えておりますし、こういう法案が国会において可決されれば、そういう意味からもこの法案を強化するための改正案を提出をいたしましたわけでありまして、今後一段と厳重な事前調査を行なうということにござい

○辻一彦君 いや、私は日本中にどこにもたくさんあるなどと、そんなことは言つていないのですよ。少なくとも通産省が三十何カ所調査している。日本で十幾つかしかないのに、一カ所に九つも集

まつてゐる。これは感情として、自然公園の中にこんな九つもいくのは少しどうかということ、地元の意見がいろいろあつたとしても、私はチェックして考えるべきじゃないか。

【理事杉原一雄君退席、委員長着席】

まして、御存じのように大阪の発電所は、これに賛成した町長がリコールで追われて、そして反対の町長が出て電力会社から町への支援をとりつけるとか、美浜町のように五、六億円町に寄付を受けて、坐わり込んだ、賛成になったとかというふうないろいろなケースが美浜や大阪にありま

しかし、いま長官の答弁のように、法改正によつて、これが成立するとすれば事前に十分な調査をして積極的に介入をしていくという御意向でありますからして、まあ過去のことは、私あと二、三点どうしても伺わなければならぬことがありますから、それに時間をかけることはできないと思ひますので、これで切り上げたいと思ひ

そこで、この法律が成立をした場合に、地形変更については届け出から一カ月の猶予期間を置くということになつておりますね。そこで一定の敷地が、たとえばかなり広大な敷地が電力企業によつて確保されている。まあ海でも、補償したあ

とは幾らよごしてもいいというのが大体いまの企業の考えですね。また、補償して買上げた土地ならばあとどうしてもいいという、私はこういう企業の考えになると思ひますが現実には、もしも増設をしようと思ひますが現実には、自分が買

○政府委員(首尾木一君) この法律の規制を受けることになり

○辻一彦君 受けるのですね。その場合に、科学技術庁、通産省、これは言うなれば大体推進の立場にありますね。それから環境庁は、私は昨年の四月に大石長官とも予算の分科会ではいろいろな質疑を行ないましたが、通産省がアクセルならば、環境庁はちよつとブレーキを住民の立場から踏んでもらわなければならぬ使命があると思ひますが、科学技術庁や通産省の意見がいろいろ食い違つてゐる場合に、環境庁はどの程度の法的な根拠といひますか、根拠によつて、意見が食い違つた場合にどう対処されますか。

○国務大臣(三木武夫君) これは、最初に発電所が立地の場合は電調審で、それからまた国立公園の場合には環境庁と協議しなければならぬという点がありますね、特別地域においては協議をしなければならぬ。そういうふうな、いままでの既存のものでもわれわれが介入する余地はありますが、この改正によりまして届け出を要するといふわけでありまして、地形の変更についてわれわれが介入をする法的根拠ができるわけでありま

○辻一彦君 私は、いまの局長並びに長官答弁は大事なことだと思います。

というのは、あまりこういう発電所をありがたがることはだんだんなくなりました。最初は固定資産税がたぐさん入るといので、われもわれもというわけにもいかなかった、また、今日の公害のいろんな問題から、当然住民運動が強く出てきます。そうしますと、新しい敷地を求めるといふいろいろな困難がある。そこで既設の敷地に集中する傾向がいま非常に出ております。これは言うまでもない、大飯の一号炉であれば一億の予算が必要ですが、二号炉になれば敷地や関連費が約八百億で、一つについて二百億安くなるわけですから、だから集中すればするだけ何百億か経費が安くなる。どうしても一定の敷地に集中しやすくなる。

その場合に、当然地形変更ということが起こるわけですから、だから敷地をたとえ企業が確保しておいたとしても、この法の適用によって、これは届け出を必要とし、一か月の期間が置かれ、それに介入の法的根拠が十分あり、環境庁は十分事前調査をしてこれに対して介入していくというように私は伺ったのですが、この点念のためにもう一度確認したいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(三木武夫君) それでけっこうでございます。

○辻一彦君 次に第二に、熱汚染、熱公害といわれますが、発電所で問題になるのは冷却水のいわゆる温排水についての問題がございます。

これについて若干お伺いしたいのですが、第一は、九つ発電所がありまして、これは百万キロワットに大体秒七十トンの温排水が出る、こういうように大体計算されておりますから、九つが全部稼働すると六百二十万キロワットになります。そうしますと、一日に出る温排水の量は三千七百万トンですね。それから、もしも関西電力が言うように、ここに五つないし六つの百万単位のををさらにふやして、千二百万なんていうことになる

りますと、これは一日に二億トンもしくは二億五千万トンの温排水が若狭湾に流れ込むということに計算上なるわけですね。

そこで、この原子力燃料が燃えた熱量の、火力の場合は半分が電力になり半分が温排水になって出ますが、効率が悪いために三分の一しか電力にならない。三分の二は冷却されて温排水として出る。そうしますと、電力でいえば、昭和五十三年にこれが完成して九基が動いたときに、五十二年から動きますが、そのときに、毎日三千七百万トンの温排水、そしてその熱量は、千二百万キロワットの電力が動いているだけの、それだけの熱量を若狭湾の中に熱量として放出をする。こういうことに計算上なるわけですね。

そうすれば、なるほど海の中に拡散すれば、一度の温度差まで拡散する範囲というのは何キロとかになつて広がってきますが、水温の差による水産物への影響もありまして、また漁場やいろいろな水産物への影響もありますが、一つは、大量の熱排水が一つの湾内に流れ込んだときに大量の霧が発生する可能性があるという点から考えられる。そうすれば、気象と同時に海象、海の上にこの熱排水、温排水が及ぼす影響ということがいろいろと私は考えられると思うんですね。こうなると、放射能の問題は別にしても、この熱排水の問題は、自然や水産物、海の気象に与える影響というものの、したがってその周辺にある植物や植生に与える、自然に与える、環境への影響というものは非常に大きなものがある、こう思いますが、これについて全然ないとお考えになっておるか。これだけの熱量が出れば、やはりいろいろな影響はあるのじゃないかとお考えなのか。この点いかがですか。

○政府委員(岡安誠君) お話のとおり、いま熱汚染に限って申し上げますけれども、相当量の温排水が排出されますれば、それなりに影響があるわけでございます。まず第一には、おっしゃるとおり水産物等に対する影響、それから第二番目には海象という気象ですね、その影響も当然考えら

れるわけでございます。

そこで、私もはできるだけ早く温排水につきましての排出基準といいますが、それを設定したいというふうに思っております。そういうような基準ができれば、もちろん温排水による影響を絶無、根絶するわけにはまいらないにいたしましても、最小限度の範囲にこれを押さ込むということは可能になるわけでございます。その関係から一定地域におきます立地の密度といいますが、それにつきましても一応の基準が出てくるものというふうに考えております。

私も、熱汚染によりまして影響は、ほかの有害物質その他と違いまして、一定範囲には影響を与えますけれども、一定範囲外のものにつきましてはこれは影響がなくなるという性質のものではないかと考えています。そこでできるだけ早く、一定範囲を局限するということに向かって努力をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○辻一彦君 あとのほうから伺うと、一定範囲と言われるけれども、霧なんかたくさん出るといふのは、これは車で道路を走っても、川のところを走っていると、ちよつと暖くなると、ばつと霧が出て視界が見えない場合が幾らも出ますね、陸上でも、海でもこういう影響が出たとき、そう簡単に一定の範囲というわけにはいかないと思うのです。これはどうお考えになりますか。

○政府委員(岡安誠君) 霧の問題につきましては、どういふ条件のときにどの程度の霧の発生が起り、その霧がどの程度影響があるかということとは現在わずかしい問題でございまして、明らかにございせん。したがって、やはり結論的には、どの程度の温度の、どの程度の量の温排水が出た場合にはわれわれとして避けるべき霧が発生するかどうかということを見きわめまして、私どもは排水基準設定の場合にはそれらを勘案して、できればきめたいというふうに考えておるのであります。

○辻一彦君 この基準というのは、どういうように大体考えておられるのですか。いわゆる放射能

や水銀やPCBなど、水銀ならば水中に幾らの濃度以下という基準がありますね。この温排水の基準で規制すれば心配ないというお考えのようだけれど、一体どんな規制のしかた、基準のきめ方をお考えになっておられますか。

○政府委員(岡安誠君) 実は外国にもその例がありますのでいろいろ調べておりますけれども、外国の場合には多分、これは先生御承知のとおり河川に温排水が放出をされるという場合が多いわけでありまして、日本のように海に直接温排水が出るという場合は非常に少ない。そこで日本は独自の基準でなければならぬというふうに考えておりますが、実は、いま先生おっしゃいました非常にもむずかしい問題である霧の問題もございまして、また水産、動植物に対する影響につきましても現在必ずしも明らかではございません。そこで私もはできるだけ早くそれらの影響を調査いたしまして、それらを勘案しながら、どういふ方法で規制したらいいかということを実は検討している最中ということでございます。

○辻一彦君 いまお話のとおり、基準といつても私は簡単ではないと思うのです。それは、アメリカの内陸や湖沼あるいは河川にある発電所ならば、州によつては法律で自然の温度に返せという法律があるから、もとどおり返さなにかぬ。そうやれば四十キロワットぐらいの小さな発電所でも、三千三百ドル、約百億の冷却装置といふか、池をつくるとか、あるいは噴水にするとか、そういう施設をつくっておりますね。だから、もし元どおりの温度にするといつたらこれはたいへんなことですよ。それには大きな面積が必要ですよ。一里ぐらい噴水を上げるか、あるいは大きな冷却池をつくるか、それは簡単じゃないんですね。そうすると、高い温度で出せば、基準と言つたて、かなりな範囲に温排水が拡散して起こつてくる現象というは変わりはない。そういう点で、簡単に環境庁が測定をして基準をきめればもうそれ以下に、工場の水銀のように濃度をきゅつと押えればいいんだというふうなものではなかな

かないという、そのむずかしさがありますが、そのことは十分御認識になっておるんでしょうね。

○政府委員(岡安誠君) むずかしさはもうほんとうに身にしみてるほど感じておられて、現在一生懸命検討をいたしておられます。先生おっしゃるとおり、温度を下げるということにつきましても、物理的な困難性のはかに、かりにそれができるといふにしても、霧の害とか塩害がかえって起こるといふような問題もございます。そういうような防止技術についての比較考量も必要でございまして、また水産動植物に対する影響等につきましても、絶無ということは無理にいたしまして、どうすれば一番被害を少なくして済むかというような比較考量の問題もございます。それらにつきまして現在鋭意検討中ということでございます。

○辻一彦君 これはなかなかむずかしい問題だと思えますから、しっかりと検討してもらわなくてはならぬと思うんです。

そこで、この温排水の規制問題について、環境庁、科学技術庁、通産省、水産物に関係がありますから水産庁と、それぞれいろんな取り組みがあるのですが、それぞれやっておられるのはけっこうであります。どうもはつきりどこが責任官庁として統一した十分な対策を立てておられるか、私はわかりにくい。そこで各省庁から、これについてどういう取り組みを昨年以降やっておられるか、簡単にだけつこうでありますから御報告をいただきたい。これは科学技術庁、通産省、また水産庁は要りませんから、環境庁、それぞれひとつお願いしたいと思う。

○政府委員(岡安誠君) 環境庁といたしましては、とりあえずの私どもの取り組み対象は排水基準をつくるということでございます。そこで私も、排水基準をつくるに必要なデータの収集ということに努めておるわけでございまして、これは環境庁のみならず通産省、水産庁、関係府県等にお願いをいたしまして、協力をいたしましてそれぞれ調査をいたしているわけでございます。先生御承知のとおり、四十六年の末に東京湾の

姉崎地区におきまして予備調査をいたしましたし、四十七年におきましては若狭湾の美浜の発電所を調査台といたしまして、赤外線写真による拡散実態調査とか、調査船による温排水の拡散実態調査並びに温排水が動植物等に与える影響というような調査をいたしております。それ以外にもたとえば瀬戸内海等においてもやっておりますけれども、できるだけ早く今後取りまとめをいたしたい。取りまとめの際におきましても、関係省庁と十分連絡をいたしまして実質的な連絡打ち合わせ会を随時開いておられますけれども、できるだけ早く結論を得たいと、かように考えておる次第でございます。予算につきましてもそれ御協力をいただきます。私もとりあえず必要なだけの予算は、順次拡大をいたしまして確保いたしたいとおるという次第でございます。

○説明員(和田文夫君) 通産省といたしましては、いろいろな公害的な規制につきましても、もちろん大気汚染防止法でございましてとか水質汚濁防止法の公害規制が行なわれているわけでございまして、発電所等に関する具体的な規制は、さっき言ったような法律で除外規定がございまして、電気事業法にゆだねられておるわけでございまして、そういう観点で、またこの電気事業法で、目的の中に公害の防止の面がございまして、それからいろいろな許可基準あるいは認可するときの技術基準等にもそういう条項が盛り込まれております関係上、さっきお話のあったように、現在水質のほうはまだ基準がきまつておりませんから基準はできておりませんが、そういう関係上、われわれのほうでいろいろな指導行政をやっておるわけでございまして。

温排水につきましても、まだ基準はできておりませんが、できるだけ現在の技術で可能な限り低くしようということで、先生御承知のような、たとえば、地点によって異なりますが、深層取水でございますとか、あるいはカーテンウォールによる取水でございますとか、あるいは放水が早く拡散してまじり合う方法でございますとか、とにかく

影響範囲をできるだけ少なくしよう、影響のあるところにつきましても、前面の漁業者等と協議いたしまして漁業補償により解決するよりしようがないのじやないか、そういう方向で指導しておるわけでございまして。

それからいろいろな拡散調査や何かにつきましても、関係の省庁と協力いたしまして数年前から続けておりますし、本年度においても相当予算をふやしてまいりまして精力的に続けて、拡散範囲の確かな把握にもつとめていきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○説明員(倉本昌昭君) 原子力発電所の設置に關しましては、科学技術庁におきまして、これは発電所の設置の際に設置許可申請書というものが総理大臣あてに出てまいるわけでございまして、本件に關しましては原子力委員会の意見を聞くということに相なっておりますが、原子力委員会並びに科学技術庁におきましては、発電所の設置に伴う安全性の問題のみならず、環境問題についても非常に重大な関心を持っておるところでございます。

ただいま、環境庁及び通産省のほうからそれぞれのお立場で、温排水の規制問題についてその行政上行なわれることになっておる分についてはそれぞれ努力をいたいただくことになっておるわけでございまして、原子力委員会におきましても、従来より環境問題につきましても非常に関心を持っておりまして、特に最近温排水等の問題につきましましては、通産省等の御検討等の内容も伺いたしましてこれについての認識を深め、また、温排水等の問題についてもその影響等について検討をいたしていくということで、現在環境問題について、さらに温排水問題に今後取り組んでいくための体制等についても検討を進めておるわけでございまして。

また、この温排水の問題につきましましては、他の環境問題とあわせまして、原子力委員会の中で環境安全専門部会というものを昨年の初めから持っております。その中に温排水分科会というものを

をつくりまして、温排水の影響の問題また温排水に対します処理の対策の問題、また、これのための研究開発の問題ということにつきまして、専門の先生方にお集まりいただいてその検討を進めてきております。その結果等につきましては、近く専門部会のほうへ答申が出てまいることになっております。

○辻一彦君 科学技術庁が、環境安全専門部会を去年の二月つくって、そこに温排水の分科会をつくられた、いろいろ検討されているということですが、こういう機関が通産省、環境庁、それぞれあるわけですが、どういう機関があつて何をやっているか、ごく簡単に報告してください。

○政府委員(岡安誠君) 環境庁といたしましては、まずアセスメントという立場から取り組みわけでございますけれども、実は現在、どういふ手法という項目によつてチェックをすればよろしいかというような基本的な問題も必ずしも明らかになっておりませんので、アセスメントの手法開発につとめておるといふのが現在の段階でございまして、おっしゃるような機構は特別ございせん。温排水につきましましては、先ほど申し上げましたとおり、関係省庁の御協力を得まして、とりあえず排水基準をつくりたいということで関係各省庁の担当者による連絡会議を現在設けております。

○説明員(和田文夫君) 通産省といたしましては、先ほど科学技術庁のほうでお述べになりました環境安全部会のほうに参加しておりますことと、それから従来から通産省としてそれなりに、発電所の立地に伴う環境保全の重要性にかんがみまして、環境の調査をやつていたわけでございまして、こういう環境問題が非常に重要な時期になつてまいりましたので、これを今後一そう充実強化していくという点で、われわれだけでわからないことがありますので、各専門分野の学識経験者にお願ひして顧問になつていただいて、そういういわば顧問会的なものをつくる計画で、ことしの二月から準備会を数回やつておりまして、できれ

ば八月ごろ本委員会の設置にきつたといふ、こ
ういうふうなことを考へております。

○辻一彦君 科学技術庁は環境安全専門部会の中
に温排水分科会、通産省は顧問会議準備会、それ
から環境庁は各省庁の温排水の連絡会議、これを
それぞれつづけて、あるいは準備をして取り組ん
でおられる、こういうことであります。

そこで、去年の四月二十五日に参議院の予算の
分科会において、当時の大石長官は一時半ほどの
の議論の中で、この原子力発電所の許可の問題
については環境庁としては従来よりも積極的に介
入しなくてはならぬ、こういうことを言明をされ
て、そして各省庁連絡会議、必要あれば原研研
究会等を取組むと、こういう答弁が
ありまして、一部が動いている。続いてその後
に、木内前科学技術庁長官は、環境庁が積極的に
介入するといふことは非常に歓迎をする、こうい
うことで、ぜひ環境庁にそれをやってもらいたい
と、こういう発言があり、続いて六月の二日の参
議院の本会議で、当時の佐藤総理は私の漁業白書
に対する代表質問に答えて、科学技術庁、通産
省、農林省、環境庁それぞれ関係がある温排水に
ついては、環境庁が中心になってこれをやる、こ
ういふ答弁があり、すでに各省庁会議を発足させ
ている、こういう答弁をされたわけなんです。

ところが環境庁の動きを見ると、基準をつくる
のだといふことで、まだそれに終始をされておる
ようであつて、昨年からの一年間を見てもかな
りたくさん原子力発電所が許可されているに
かかわらず、環境に関する発言というものがほと
んどなされていないように私はその後も思います
が、これは一体前長官の発言に比べて、この一年
間における環境庁の取り組みというものはどうい
うことかと、こう思うのですが、この点、長官い
かがですか。

○政府委員(岡安誠君) おっしゃるとおり、私ど
も、まずとりあえずの仕事としては、基準をつ
くることと思つて一生懸命取り組んでいるわけ
でございます。ただ、その間におきまして、火力

発電、原子力発電、それぞれ温排水に関係のある
事業につきまして、それぞれ科学技術庁、通産省
のほうから許可が行なわれておりますが、これ
らにつきまして、御承知のとおり電調審がござ
いまして、ケース・バイ・ケースの問題として、
私どもも参加をいたしまして意見を申し述べてい
るわけでございます。私どもはやはり基準ができ
ておりませんので、やむを得ずケース・バイ・
ケースでもつて、それぞれの発電所がどれだけの
努力をしているか、また温排水の影響がどれくら
いに及ぶのか、その漁業に対する影響をどうい
うふうにか、また、それに対して漁業補償等が
どういふふうな始末をされているか、こういうこ
とを検討いたしまして、私どもの立場から賛否を
明らかにしているといふような次第でございます。

○辻一彦君 科学技術庁にちよつと伺いますが、
ことしの四月七日、同じく参議院の予算の分科会
において前田長官は、この原子力安全審査のあり
方、環境審査のあり方として、今後温排水は通産
省、それから一般環境は環境庁において調査をし
て、その報告を見て、そして原子力委員会として
は一段高い立場から独自の判断を加えて許可可を
行ないたいと、こういう答弁が行なわれておるわ
けですね。そこで私は、温排水も昨年からいさ
さつからいへば環境庁がやりなさいと、こう言っ
て要求したのですが、行政上は通産省に動いてお
ります。

そこで、昨年四月以降環境庁は、一般環境につ
いて科学技術庁、原子力委員会にレポートを、報
告を出したことがあるのか。あるいは科学技術庁
は、このレポートを、報告書を環境庁に要求した
ことがあるのか。この点はどうか、両方か
ら。

○説明員(倉本昌昭君) ただいまの温排水の問題
につきましては、最近の事例といたしまして、浜
岡発電所の件につきましては通産省のほうから温
排水の調査の問題について原子力委員会のほうで
説明を聞いたことがございますが、それ以外に

は、現在の時点においては環境庁から御説明をお
伺したといふことはございません。

○辻一彦君 環境庁、いかがですか。

○政府委員(首尾木一君) 環境庁といたしまして
は、先ほど温排水問題についてケース・バイ・
ケースといふふうに申しましたが、私どものほう
といたしまして、ケース・バイ・ケースの問題
といたしまして自然公園上の問題等につきまして
は処理をいたすといふことでございまして、特に
一般的な環境問題といふことで科学技術庁のほう
に意見を提出したといふことはございません。

○辻一彦君 要求がないから出さないといふこと
ですが、それで、昨年の環境庁長官、科学技術
長官、佐藤前総理の答弁からすれば、私は環境
がもつと中心になつてこれをやるべきであると思
うのですが、どうも国会の答弁とこの一年間の経
過は納得ができない感じがしますが、長官いかが
ですか、この点。

○国務大臣(三木武夫君) どうもこの原子力関係
は、科学技術庁が行政上は全責任を負つておるよ
うなたてまえになつて、その間、辻委員の言われ
るような点を私も感じます。何かもう少し、たと
えば温排水の問題なども、あるいは環境庁が中心
になつてこの基準の決定にもなることが、基準を
きめるのに促進することになるのではないかと
いふことで、今後原子力発電に対して、環境問題と
の関係といふものはいままでもつと密接な
関係を持つようにする必要があると思ひますの
で、そのように環境庁の行政を指導していき
たいと思ひます。

○辻一彦君 いまの問題は、私も一つ廃棄物の
問題を取り上げて最後にいまの問題についてもう
少し触れたいと思ひます。

まあ積極的にやつていただくならば、たとえば
アメリカ等においては、一つの発電所、これは八
十四万ぐらいですが、こういう環境レポート、報
告書が出されております。私は、環境庁が中心に
なつて温排水を含む多くの環境問題についてこ
ういふレポートをつづけて、これを原子力委員会に

出すとか、そういうふうには私は環境庁の役割りを
住民の立場から期待をほんとうはしたいのです
が、この点いかがですか。

○国務大臣(三木武夫君) 環境庁はまだできて日
も浅いし、いろんな点で実力が伴っていない面も
ありますが、やはりそういうところまでいくべき
だと思ひます。そういうところで、原子力発
電のようなものに対してはそれが与える環境への
影響といふものをあらゆる角度から調査をして、
そしてその環境庁の意見がレポートの形で出せる
ようなところへ持つていくべきだと思います。目
標としてはね。そのためには、機構、陣容、これ
はもつと充実せなければならぬ面はあると思ひま
すが、行政の目標としては、そこまでぐらいく
ことが国民の期待に沿うゆゑであると思ひま
す。

○辻一彦君 これは昨年からいふ科学技術庁へ
持つてき、環境庁へ持つてき、通産へ持つてき
で、ぐるぐる回つた問題でありますから、長官御
答弁のようにたいへん大事でありますから十分検
討していただいて、私はそういう方向で考えてい
ただきたいと、こう思ひます。

そこでもう一つ、三つ目に私は廃棄物の問題に
若干触れたいと思ひますが、この若狭湾にいま七
千本ほどのドラムかんに詰められた廃棄物が、敦賀の
発電所と美浜の発電所に三、四千本ずつ倉庫に置
いてあります。いま通産省のほうから資料を出し
てもらうと、五年後の五十三年には、毎年大体一
万五千本程度のドラムかん、固体廃棄物が最大廃
棄物として出てくる。累積数字では、今日の七千
本から、昭和五十三年では四万五千本のドラムか
んが若狭湾だけに並ぶことになりかねません。これは
全国でいったら私はたいへんな、特に若狭の関西
電力はP型といひます加圧水型でありますから本
数が少ないが、沸騰水型という東京電力のほうは
この数が非常に多いから、相当な数になると思
うんですね。そうしますと、若狭湾だけでも一万五
千本のドラムかん、全国でいうならば数万本のド
ラムかんが毎年毎年ふえていきますが、これをど

うするかという問題が一つあります。

もう一つは、燃料の燃えかす、燃料棒の残りで、これが、積算をしますと昭和五十三年には若狭湾だけで四百四十トンになります。

そこでもう一つは、液体廃棄物といいますが、洗浄であるとか、いろんな漏れた、そういうものが海中にある時間、時間に放出をされる。これはあまり詳しい数字を私は伺っていないのですが、濃度は規制値がありますが、これが総量において、五十三年ぐらいに放射能を含んだ液体廃棄物がどのくらい若狭湾の海中に放出されるようになるか、科学技術庁もしくは通産省でこれをひとつ。この点が一つと、それから四百四十トンというこの燃料棒は、東海村に設置が予定されている建設中の再処理工場、年間二百十トン処理のそれと同じトン数を意味しているのか、また、違った基準におけるウランの形態を言っているのか、この二つだけまず伺いたいと思います。

○説明員(倉本昌昭君) ただいまの液体廃棄物の数量でございまして、大体この若狭湾周辺の原子力発電所から出ます数量は、昭和五十三年でございまして、大体四十キюриぐらいの数量になるかと思っております。これはトリチウム一応除いております。

【委員長退席、理事杉原一雄君着席】

それからもう一つの点、使用済みの燃料の発生量でございまして、これは一応ウラン換算の数字でございまして、これは再処理工場のやっております二百トンの単位と同じでございまして。

○辻一彦君 ところで、こういう形でいけば、若狭湾に、昭和五十三年に四百四十トンの燃料燃えかすが燃料棒として残るとすれば、東海村につくる再処理工場は、たしか一日〇・七トン、年間二百十トン程度の処理能力だと思ふんですね。この燃料棒は累積でありますが、五十三年だけで言うならば百八十二トンになるということですが、そうすれば、言うならば東海村に近い再処理の必要が出てまいります。これには大きな発電所の一年分に相当する液体放出量が一日で排出されるとい

う、こういう大体いまの計算になっておりますね。

だから将来再処理工場ができぬとすればたいへんな問題ですが、そうでなくても、私はこれから五十三年の間にいま言われた四十キюри、これは専門家じゃないですから調べてみたいと詳しくは何とも言えないと思いますが、しかし五年後でこう、十年後、十五年後にこういう液体廃棄物放出量というものが海中に出てくる。あるいは、ある面は大気中にも出ていくのがありますね。これが十年、十五年、二十年とたつたときに、はたしていまの濃度が基準以下であるから安全であるか、そういうことが言えるのかどうか、私は非常に問題があると思っております。

特に私は参議院の農林水産の国会調査で、三十日、一日と二日間、水俣、宇土、大牟田、それから熊本、福岡、佐賀、長崎の四県をいろいろ調査に参りまして、たとえば三井東庄に行ったときに、あそこで水銀の現在の排出、この基準は国では〇・〇二PPMですね、三井東庄の水銀排出量は〇・〇二PPM、基準よりも低いからまあいいんだということでも工場をとめずにいま流している。漁民は、少しでも出るのだったら、われわれは営業停止を受けて魚がとれないのだから工場をとめちやえとたいへんなんていって、無理ないと思ひますが、しかし基準で言えば、安全である基準より低いところなんだからこれは流しているわけです。

そうしますと、微量であっても、毎日ある時間によって液体廃棄物がやはり海中に出ていく。あそこには有明湾の中をずっと湾流が起きておりますが、若狭湾というある一つの内海のような、完全な内海じゃないですが、湾内に長期にわたってこういう量の液体廃棄物が流れて、それが魚介類に泥に蓄積をしていく、こういうことが考えられる。現に京都大学で敦賀湾において調査した中に、石ダイの中にコバルト60が蓄積しておった。これは肉じゃないんですが、胃袋の中に入っておった。それから海藻の中に、ムラサキガイの中

に放射性物質がすでに何回も検出されている。いまは基準に比べれば低いから安全だと、こういうことですが、これから十年十五年先に私はこういう問題が、水俣における水銀やPCBやいろいろなものと同じような形で出ないという保証は断言し得ないと思うのですが、こういう点を考えたときに、これは私は一つの個所にこういう形で集中するやり方は非常に問題が今日においてはあると、こう思います。

この点長官、水俣、PCB等についていへん努力を傾けていただいておりますが、私はこういう立場からも考えてみる必要があると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(三木武夫君) これは科学でまだ究明されていないものがたくさんありますから、今後、そういうことは将来のことを予測して非常に用心深く考える必要があるわけで、これはどうしてやはり科学的な研究を経なければならぬわけでありまして、十年、二十年、三十年という将来のことを考えて、一体それだけの年限がたつてもどういふ影響を与えるかというようなことは、御指摘のとおりだと思ひます。こういうことも今日から研究をしなければならぬ問題であると思ひます。

○辻一彦君 ところで、一つはクロロドキシシステムをぜひともとらななくちゃならないと思ひますが、科学技術庁は、さきに朝日新聞等で、再処理工場のクロロドキシシステムをとらななくちゃならないと出ている。長官の答弁を聞くたびに、追及するたびに後退をしてだんだんだんだんとあつさりしていき。再処理工場は今日の段階で完全なるクロロドキシシステムをとらなければ動かすべきでない、こう私思ひますが、これは長官として、いまのような水俣や水銀やあやうもの影響が十年、二十年後にあらわれてくる、こういうことを考えたときに、世界でクロロドキシシステムが実現している例があれば、当然日本においても経費がかかってもやるべきだ、こう思ひますが、長官いかがですか、この点。

○国務大臣(三木武夫君) 今度の水俣病などの例をとつてみましても、水銀汚染ということが化学工業のクロロドキシシステム化ということがぜひ必要であるということで、先般の水銀会議のときに、私は、目標の一つの年次をできるだけ短く規制するようにということで、問題の水域では今年中にこのクロロドキシシステムに苛性ソーダ工場はやるということになったわけでありまして。来年の九月までを少し繰り上げたわけでございます。諸外国も技術開発ができていないというような面ではなかなか困難な面もありましようが、しかし再処理工場もそういう例が世界にあつて、そしてそれを日本に技術導入ができるならば、やはり日本においてもクロロドキシシステムを採用して将来における危険をこの際できるだけ防いでおくということは、私もそうすべきだと思ひます。

○辻一彦君 私は、世界に例がなくとも、科学としてこの目標をきめて、クロロドキシシステムが実現しなければ動かさないというぐらいのところに目標をきめた、科学の一点に集中した目標が必要であると思ひますが、いかがですか。

【理事杉原一雄君退席、委員長着席】

○国務大臣(三木武夫君) そういう再処理工場のクロロドキシシステムができぬ限りは動してはいけぬということになりますと、辻さんの言われるお気持ちはわかりますけれども、それは、日本の科学者がそれを目標にしてやることはいいですが、できるまではストップだということも、現実の問題としてはなかなかむずかしい。しかし、これは世界に例がなくとも日本はやはりそういう開発を率先してやるという気がまえないと、なかなかこれから、日本はいろいろよその国と条件が違ひますから、国土の面積が狭いし、その上にこれだけの工業的な発展を遂げておるわけですから、そういう公害に対する神経過敏さというものはよそと比較にならぬぐらいのものを持たなければいけません。いろいろな問題を起こす危険があると私は思ひますので、そういうことを、よそに例がなくとも目標として力を入れるということに対しては全く同感であ

ります。しかし、いろいろな場合に、その開発ができるまではストップされるということは現実問題として当てはまらぬ場合もあると思いますが、しかしそのぐらゐの決意でやらぬとなかなか公害問題というものの解決はできない、そういう意味で、そういうお気持ちには私もそうだと思います。

○辻一彦君 これは、再処理工場が東海村で動くにはまだ数年あるわけですから、どうしてもその目標をきめて、何としてもこれは内閣で、政府でやっていたきたい、こう思います。

そこでもう一つは、再処理工場がそうなるのも、いまの原子力発電所、軽水炉からいろいろな形でやはり膨大な液体が漏れる場合があります。たとえば敦賀湾のPCB、私はその近くですが、東洋紡績にこの間私行きまして、あのシステムはほんとうは漏れないシステムであります、軸受けから出るとか、熱媒体、PCBが入れかえをするときに漏れて流れたとか、いろいろな形で密閉された中から漏れてあれだけの問題を起こしておるとすれば、この原子力発電所も、福島最近における放射能漏れをみても、思わぬ操作のミスによつて漏れることもあるし、事故があることもあり得る。

こういうことを考えれば、これから長年にわたつてずっと発電所を動かす場合に、若狭湾は九つもある。この上にまた高速増殖炉をつくり、さらに五つ六つの大型の百万単位のものをつくつていこうというやうな、あまり一つ場所に集中したやり方は避けるべきであると思いますが、以上三つの点から考えて若狭湾には過度集中が起こつておると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(三木武夫君) いろいろな条件で集中することになったわけですが、原子力発電の場合もいろいろな場合を考える必要もありますから、どこまでを過度というかというところはむづかしい問題だと思ひますが、原則的なことをいへば、あまりにも極端な集中というものは、いろいろな場合を考えてできる限り分散をするということが立地としては適当だと思ひます。

○辻一彦君 つい数日前、福井県の県議会で、福井県知事は質問に答えて、高速増殖炉もあるいは発電がいうやうなこれ以上の増設というものは県としては考えない、こういうことを言つておりますが、ほぼ限界にあると思ひますから、この点はひとつ長官、その原則がまた具体的な現実の問題だ、こういうやうに考えていただきたい。いかがですか。

○国務大臣(三木武夫君) それは、やはりできるだけそういうやうな原則に従つて現実を処理することが適当だと思ひます。

○辻一彦君 最後に、私は三つの問題を出した。それは自然公園、国定公園の中における自然の保護といふこと、地形の保護、自然の保護、環境の保護、それからもう一つはいわゆる温排水を中心とする環境問題、三つ目は廃棄物の問題を言いました。時間があれば詳しくいろいろのことを申し上げたいのですが、時間がありませんので最後に、この三つを考へて環境庁はより積極的に住民の立場に立つべきである。

前回の四月二十五日に、大石長官はこういう答弁をされております。これは最終答弁であります。が、この原子力問題は、非常に特殊な知識や技術が必要であるので、全部すべての行政が科学技術庁にまかされておつて一任しておつた、口をはさむ余地がなかった、しかし、いろいろの議論を通していろいろの反省を覚えた、環境庁といふのはブレーキをかけるというか、要するに被害者を守る立場にあるのが環境庁だ、だから環境庁の本来の使命といふものを十分認識してやりたい、こう言われて、そこで、いままでも経済の開発に伴ういろいろなアクセル役が非常に多くて、十分なブレーキを踏むことが少なかった、こういうことが今日の公害問題の大きな原因になつておるやうに思ひます、そこで、原子力問題もいまそのわだちを踏みつつある感じがするので、二度とこういうことを繰り返してはならない、これが大石長官の一年前の答弁だったわけですか。

そこで、そういう点からいって、今後長官のこ

れに関する決意と、その決意のもとに環境庁長官が、こういう問題で協議権を法的に設定して強力な介入をはかるべきである、私はこう思ひますが、この点について長官のお考えを伺ひたい。

○国務大臣(三木武夫君) いまでも電調審のメンバーでありますから、発電は全部ここにはからなければならぬので、その電調審のメンバーという立場では強く介入しようと思はざる立場でありますから、環境庁としては、これは環境全体に影響することが原子力発電の場合が多い。立地の問題でも、すでに辻委員が御指摘のやうに、自然公園内における立地の問題とか、温排水の問題、これはまた一般の漁業にも影響する。あるいは大気汚染の問題もある。あるいは廃棄物の処理の問題もある。こういうことを見ますと、原子力発電といふものはいろいろ環境全体との間に調整をとらなければならぬ問題が非常に多いと思ひますから、これは専門の技術そのものは科学技術庁にまかして、原子力委員会も科学技術庁の内部にあるわけでございますから、ですけれども、技術だけではな

い、そのことからくる環境への影響といふのは非常に大きなものがございまして、今後とも積極的に、原子力発電に対しては環境庁が環境全体の保全という立場から介入をしていくべきだと私は思ひます。

○辻一彦君 五十分ですからもう終わりますが、もう一つ、電調審のときには、環境庁長官はそのメンバーとして協議に出席するわけですから、必要ならば拒否権があるというわけですが、その次の段階においていろいろな環境上の問題が具体的に出てくる。そういうときに環境庁長官の拒否権が必要であると思ひますが、これを何らかの場に設定をして、強力なチェックというか、これは何でも反対しろというわけじゃないのですよ、だけれども、環境の立場から強力に介入できる、そういう法的裏づけを何か考へるべきだと思ひますが、この点はどうですか。

○国務大臣(三木武夫君) 電調審のメンバーであるわけですから、そこで発言できますし、また電

調審で決定をされた後においてもやはり勧告権もございまして、環境庁長官として、非常に環境の保全上そういう開発が問題があるというときには、これに対して発言をする一つの法的な根拠もございまして、ほんとうにこちらが積極的、環境保全の立場から原子力発電についても大きな関心を持つていこうという積極的な態度を持ちさえするならば、現在の法制の上においても十分発言の機会はあると私は思つております。

○辻一彦君 さつき申しましたやうに、長官、環境レポートというやうな報告書をまとめてみる必要があるというやうな報告書がありますが、その中にこれだけはやらなければだめだといふやうな形で出れば、実質的に拒否権の保障はなされると思ひます。だから、形はいろいろあると思ひますが、いまの御発言のやうに、実質的にぜひひとつ拒否権が発動できるやうな体制をとつてもらつて、強力にこれに介入関与していただきたい。大石前長官以上の決意を持つていただきたいと思ひますが、その決意のほどをもう一度伺つて終わりにします。

○国務大臣(三木武夫君) 私も、やはり、原子力発電といふものが将来は普通の火力発電などにかわつてくるわけですから、各所にこういう問題が起こつてまいりますし、そうなつてくると、これが与える環境への影響といふものはそんなに軽視できる問題ではない。したがつて今後は、原子力発電に対する環境庁の介入のしかたといふものについては、よほどわれわれとしてもそれだけのことをするだけの實力も持たなければならぬと思ひますが、そういう實力あるいは機構の点においても考へる点もあると思ひますが、そういうことも持ちながら、これは相当やはり環境庁が本腰を入れていかなければならぬ問題であると、そういう決意を持つものでございまして。

○委員長(森中義君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(森中義君) 速記をおこして。
○小平芳平君 両法の改正案の審議に入るにあたりまして、まず国定公園、国立公園は何方所指定

になつてゐるか、それから今後の見通し、それから自然環境保全法による指定はどうなつてゐるか、これらの見通しについてお答えいただきたい。

○政府委員(首尾木一君) 現在、国立公園として指定されておりますものは二十六カ所でございます。約二百萬ヘクタールが指定をされております。

それから国立公園でございますが、この数が現在四十八でございます。面積にいたしまして約百萬ヘクタール、正確に申しますと百九萬ヘクタールでございますが、そういうことでござい

それからお尋ねではございませんでしたが、そのほか自然公園といたしましては都道府県立自然公園がございまして、これは各府県が自然公園法に基づき、条例でもって指定をいたしておりますが、それが全体といたしまして二百九十九カ所でございます。面積にいたしまして約二百萬ヘクタールになつております。

それから、今後これがどうなるかという問題でございますが、ただいま現在、国立公園としての申請が出ておりますものが、申請といひますか要望のございしますものが一カ所ございします。これは利尻礼文のほうでございまして、サロベツ原野等地域の拡大を含めまして、従来の利尻礼文の国立公園を国立公園にという、その要望が出てございします。そのほか、国立公園といたしまして現在候補地になつておりますものが六地区ございまして、これにつきましては、ただいまその地域についての保護計画でございしますとかそういうものを策定をいたしております。その地域の確定のための協議を行なつておるといふ段階にありますが、これらにつきましては、すでに候補地として適当であるという、かつての自然公園審議会のほうの答申も得ておりますので、その協議ができた次第指定を進めていく考えでございします。

次に、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、それから自然環境保全地域、さらに、都道府県において都道府県自然環境保全地域というも

のを指定できるようになつておりますが、この法律は昨年通過をいたしました。一年内の政令で定める日から施行するということになつておりまして、これを待ちません今年度の四月の十二日から、これを私どもとしては今年度から施行いたすというところで四月十二日から施行になつておりますが、これにつきましては、この法律施行後、従来の自然公園審議会、それから鳥獣審議会を合併いたしまして、新たに自然環境保全審議会というものを構成をいたしまして、これが五月に発足をいたしまして、目下その審議会において、今後地区の指定等について御諮問を申し上げたいというところでございします。

地区の指定といたしましてはまだ指定をいたしておりませんが、この法律によります自然環境保全基本方針に基づいて地区を指定いたすことになつておりますので、まず自然環境保全基本方針を早急にこの夏中にはつくりまして、それに基づいて秋以降、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域として国が指定すべきものを早急に指定をいたしてまいりたいと、かように考えておるわけでございします。

なお、都道府県の自然環境保全地域でございしますが、これも各府県におきまして自然環境保全条例をつくりまして、これによりまして各地域において自然環境保全地域を指定すべく、目下準備中という段階でございします。

○小平芳平君 自然公園法によるものと自然環境保全法によるものと、地域がダブつて指定されることはあり得るか、ないか。

○政府委員(首尾木一君) これは、自然環境保全法の規定によりまして、相互にダブらないということになつております。

○小平芳平君 自然公園法のほうは、たとえば風景地の保護とか、国民の利用を増進するとかという目的ですね。そうすると、環境庁としては、自然公園というものを守ること、それから国民に知らせることということがあります。任務として。

○政府委員(首尾木一君) 当然、国民に対してその所在あるいはその利用のしかた等につきましてPRを、かつ、それが望ましい形で利用されるように指導をいたす義務があると考えております。

○小平芳平君 それにしては国立公園及び国定公園が、いま局長が説明された内容を資料として提出してはしいといたつたら、資料として提出していただきまして、地図もこんな程度ですね、ガリ版刷りの。ですから、ちよつと国民に知らせる義務があるというにしてはおそまつじやありませんか。何でもきれいなものでなくちゃならないという意味でもないですが、読めばわかることはわかりませんが、どうですか。あるいはまた当委員会に、こうした改正案を審議するについては、わかりやすい、もう少し気のきいた資料の提出はできませんか。

○政府委員(首尾木一君) 差し上げました資料が、ガリ版刷りのそういうたような小さい図でございまして、その点から、なかなかこういふようなことではPR資料にならないではないかと、こういうことでございしますが、私もいたしましては、これは個々の国立公園なりあるいは国定公園につきましては地図を、私も自分でつくつておりませんが、国立公園協会等におきましてそういう地図をつくつておられて、そういうものが利用として提供をされておるわけでございします。

なかなかこれは国立公園でございしますので相当大きな地域でございしますから、日本全国の相当大きな地図でございします。その部分部分としましては日本全国のものをもつてここが国立公園であるということを出して、これもいわば大同小異でございします。その点につきましては、ただ当委員会の御資料としては、ここにあるのだという資料として先生のほうに差し上げたものと考えておりますので、もう少し大きいものという御要求でございしますれば、私もそういうものを用意をいたしたいと思ひます。

○小平芳平君 いや、大きくても小さくても、くふうができませんかと言つただけで、そういう点をくふうしてくださればいいと思うのですよ。

それから三木長官、いま新しく指定されるという見通し等についての御答弁がありました。そういう新しい指定することも必要な一つの事項であるのと、それからすでに指定されたものを守るということもきわめて必要な事項だと思ふのです。長官としてはどちらのほうに重点が置かれ

○国務大臣(三木武夫君) それは相当な指定をしておりますから、その管理も十分でないと思つてゐるのです。したがつて、従来指定してゐる国立公園にしても、もう少し人員なども、少しはふやしましたけれども問題にならぬと思つております。そういう点で、もう少し従来指定されたところの管理というものをこれから力を入れていきたいと思つております。これは来年度の予算にも関係することですけれども、そういうふうに思つております。

○小平芳平君 人員のことについては後ほどまた詳しく触れたいと思ひますが、いま長官が述べられました保護していくということにつきましては、これは行政管理局から四十八年三月に出された勧告、この勧告は、初めに「自然保護に関する法令違反等に対する行政措置の強化について」国立公園、国定公園、すつといろいろ経過が出ております。「これら法律違反事例は調査対象二百カ所のうち九十五カ所、百四事例に及んでゐる。これらの違反行為に対し、国または都道府県がとつた措置の中には、次のように徹底を欠いてゐるものがある。」といつて具体例を示しております。人員が足りないという点に一つの大きな問題点がありますが、行管から勧告を受けるまでもなく、こうした法律違反事項などはどうに担当官庁としてやつていかなくちやならないわけですが、こういうような指摘を受ける結果になつた事情、それからこういう指摘を受けた九十五カ所、百四事例はどういうように処置をされましたか。

死、損傷し、あるいは崩落した土砂がけい谷や周辺の森林に流出し、」となつておる。こういうのもけしからぬ話だと思ふのですがね、工事方法が不適切であるなどというのではすね。

それで、これももう何回となく新聞でも指摘され、また国会でも議論のまゝになつた南アルプス・スーパール林道の場合ですね、この場合などは工事方法は適切なんですか、不適切なんですか。

○政府委員(首尾木一君) こゝで述べたところにつきましては、工事方法が適切であつたとはいへないと思ひます。

○小平芳平君 それだつたらどうしますか、不適切だつた場合は。

○政府委員(首尾木一君) 公園地域内のそういうものでございます場合には、これにつきまして特にそういう許可を得べきものというものでございまして、当然これはそれに対する是正措置といひますか、そういうものを命令をするというか、そういう措置をとりたいと考えております。

○小平芳平君 次に管理体制についてですが、行管の勧告にも管理体制については出ておりますが、現状はどうなつておりますか。それで長官から先ほど四十九年度予算編成についてということも御発言がありました、どういふようなことを計画しておられますか。

○政府委員(首尾木一君) 国立公園の現在の管理体制でございますが、先ほど申し上げましたように全国に二十六の国立公園がございますが、その中で、現在十カ所の国立公園管理事務所というものが置かれてございます。これは、今年度二カ所ふえまして十カ所ということでございます。現地の管理員といたしましては、国立公園管理員といたしまして全部で七十一名でございます。これは本年度九名増員をいたしまして、七十一名の国立公園管理員ということになつてゐるわけでございます。これが直接に国の第一線の機関といたしまして、第一線の担当者として、管理と申しますが、現在の国立公園の管理をいたしておる、こういうことでございます。なお、これではとても

全国を全部をやる体制にはなつておらないわけでございます。それとそれとやうな地域につきましましては都道府県の協力も仰ぐ、また、その中にございます国有林等におきましては、国有林の管理という立場からこの問題についても御協力をいたたく、こういうやうな体制でやつておるわけでございます。

私もどなたかいたしましては、今後の問題といたしましてこの管理員の増強というものを、これを十分やつていかなければならぬと考えておるわけでございます。これは必要なものを一年度で全部達成してしまふということにつきましては、要員の確保とかいろいろ問題もございまして、ある程度年次計画をもちましてこれに対処をすべきではないかというやうなことで、現在私も公園事務所の拡充の計画、それから増員計画について、来年度予算要求の一環としまして鋭意その案を検討中でございます。

○小平芳平君 この環境保全法の附帯決議に「自然保護取締官」というものが出ておりますが、この附帯決議には、自然保護取締官についてきわめて具体的にあげられておりますが、こういう点についての検討はなされたかどうか。それが一つと、もう一つは自然公園指導員というものが置かれてゐるやうに伺ひましたが、この点についての御説明。以上二点についてお願いします。

○政府委員(首尾木一君) 自然保護取締官の問題でございますが、これにつきましては、司法警察職員としての、権限を付与したそのやうな職員を、そういう制度を創設すべきである、こういう附帯決議の御趣旨でございます。

この点につきましては、私もこの司法警察職員としての職務を行ふことの必要性というものは、これは必要だというふうに考えておるわけでございます。実際の問題といたしまして、先ほど申し上げましたやうに全国で、昨年でいへば六十二名、本年で七十一名によりやくなりますが、それだけの人員でこの司法警察職員としての職務を行なうということになりますと、それぞれのそ

ういふ現地に派遣をされております者はいろいろ多くの業務を持つておるわけでございます。そういう点から、そういう司法警察職員としての権限を行なうということになれば、調書の作成でございますとか、あるいはそれを送致をするやうな問題でありますとか、いろいろそういう問題に時間がかかれます。十分はかる業務上の調整がとれないというやうな問題もございまして、現在のところ踏みきれないでおるわけでございます。今後の問題としましては、私は体制の整備とあわせ並行して、ぜひそういうやうな強い指示あるいは強い指導ができるやうな体制に持つていくことが望ましいというやうに考えておるわけでございます。引き続きその点については検討をさせていただきますと考えております。

それから自然公園指導員でございますが、これは全国で現在約千名の自然公園指導員を委嘱をいたしてございまして、この自然公園指導員に対しては、現在のところ手帳を交付をいたしました。それから腕章等によりまして自然公園指導員であることが明らかにできるやうな措置をいたしております。この自然公園指導員につきましましては、これは各種の山岳愛好家等のような方もございまして、それから地元における教職にある方でございますし、それから地元における熱心な方々でございます。今後は私どもとしては、そういうやうな指導員と公園管理事務所あるいは公園管理員との連携というものを十分いたしまして、その実をあげていくことに努力をしたいというやうに考えておるわけでございます。

○小平芳平君 これは三木長官、先ほど局長から、年次計画を立てて人員の体制をつくりたいという御答弁がありました。また、国会の附帯決議に出てゐる自然保護取締官については、ちよつと難点があるという、いわゆる研究の余地があるやうな御答弁があつたわけですが、この自然公園指導員の場合でも、法的権限がない、環境庁との正規の身分関係もないということで、不安定です

ね。不安定な状態です。さてここで取締官だけを無限にふやしていけばいいという問題でもなし、かといつて、現状はあまりにもおそまつ過ぎて、ちよつと現状では困るという点、その点長官がきわめて強い姿勢で、それこそ先ほど来の答弁にもありましたやうに、一たん破壊された環境は戻らない、戻すのは容易なことではないということから、ひとつそういう計画を立て強く推進してもらいたいと思ふのです。いかがでしようか。

○国務大臣(三木武夫君) いま増員して七十一名が二百万ヘクタールですからね、これはもうとても管理といつても管理の能力をこえております。そういう、一ぺんにこれを私の考えておる理想のやうにすることはむづかしい。結局は年次計画を立てて、そして管理体制を強化していくことになると思ひます。これは来年度から予算を要求するにしても、年次計画の必要がありますので、そういうことで一つの管理体制を強化していきたい。

私は、やがて一週五日制にもなると思ふのですが、休みをこしらえても、一体、そのときの国民の余暇というものの利用を考えないと、全部毎日家におつてテレビを見られても困るでしようね。その休みというものの健康な余暇の利用ということを考えて、その間に持つ公園の役割りというものはないへんにいまよりも強いものになると思ひます。そういうことを考えてみると、単に自然の環境保護というばかりではなしに、国民の休養といひますか、レジャー、休養、そういうものの場所としても公園というものに新たな意義が加わつてきつたのではないかと。そういうことを頭に入れて年次計画を立てて、管理体制も強化していくし、あるいは公共的な施設というものはこれからは要ると思ひます。一つのコマースリズムでない施設も要る。そういうことで年次計画を立ててみたいという考えでございます。

○小平芳平君 いまの長官の御発言の中に、レジャーとしてのそういう公園が必要だということ、私も当然そうだと思いますが、大体この環境

なんですが、日本でもこういうことが検討の対象になるかどうかですね、それは、いよいよ国立公

○政府委員(首尾木一君)　ただいま長官からお話
がございましたように、今日の国立公園、今後の

現地の管理事務所におきまして、あそこに至ります道路が、夏には非常に車がつながりまして混雑をする。その結果またオーバーユースの問題が生じてきているということですので、これ

さいます。これは、この結果、国立公園内の重要な地域につきまして、その私権が非常に制限をされる。たとえば、許可を受けたいと思つても、その地域については許可をしないというような地域のについては、その私権との調整という意味からいつてこの土地を買い上げる措置が開かれたわけでございますして、四十七年度はその起債の、交付

公債としての総額が六十億円というワケまでは、償還についての国の補助金を出してよろしいというふうな予算になっておたわけでございます。

御指摘のように四十七年度は、この問題について一番大きな理由は、土地の価格の非常な上昇でありまして、あるいは木材価格の異常な上昇というふうなことがございまして、全国的な地価の騰貴というふうなことから、売り主の間と果の購買するほうの価格、適正価格と考えておりますものの価格との間で折り合いがつかないというふうなことから十分にこれを活用することができなかつた次第でございます。これには一つは、最初の土地の買い上げでございますので、この点についてふなれた点もあつたということもあるかと考えております。また土地の買い上げにつきましては、所有者を調べるとか各種の調査を非常に必要としますが、これについて十分な期間がなかつたというふうな点もございまして、四十八年度においても引き続きこの六十億のワケ内において、そういう交付公債によって土地を買い上げる措置、それに対する国の補助というものを行なうことになっておりますが、ことしはこの六十億に近いものを消化したいというふうな考えておるわけでございます。

実は、昨年消化いたしましたのは二件でございます。熊本県と東京都でございますが、二件ございまして、それが、事業費として約一億円というふうなきわめて少額にとどまつたということが事実でございます。

○小平芳平君 三木長官、うまくいかなかつた原因は土地値上がりで木材の値上がりだと。どうも両方とも政策に大いに関係のある話なんです。今後どうされますか。

○国務大臣(三木武夫君) どうも、土地が値上がりする、そういう将来の値上がりを見越して値段が折り合はないのです。相当に大きな金額を売る者は期待をするし、こちらのほうは、それを商売に使うわけでもありませんから、どうしても合理的な値段で買おうとする。あまり将来の

値上がりというものを値段の中に組み入れてはいません。しかし、そういうことではなかなか土地の問題というものは、予算をとつておつても消化できませんから、そして、やはりこの国立公園の特別地域というものは、できるだけ国有地にしたいという意見です。私有地がありまして、それに対してのいろいろな使用上の制限をしようと思つても、なかなかそれが理想的にいかない点がありますから、今後は少し、役人の商売というのはいくらでもないわけですが、一年という経験も得たもので、値段のきめ方にも少し弾力的な幅を持たして、そうしていままでの経験を生かして、ことしは予算を消化できぬというふうなことにしたいように思つております。

○小平芳平君 特別地域は国有地であるべきだという点で、それはもっと強力に進めていただきたいと思います。それから次の問題、これで終わりますが、行管の勧告に「環境庁は都道府県に対し国立・国定公園に準じて公園計画を策定するように指導しているが、昭和四十七年三月三十一日現在、四七％が未策定である」というふうになっておりますが、この点についてはいかがですか。

○政府委員(宮尾木一君) 都道府県立公園におきまして、現在特別地域の設定ということがおくれしておりますことは事実でございます。私も都道府県立公園につきましては、早急に特別地域の設定をするようにということで、絶えず指導をいたしております。先ほど申し上げました全国課長会議におきましても、この点を強く指示をいたしておるところでございます。

○小平芳平君 総的に、三木長官、こうした行管の指導を待つまでもなく、また、今回の法改正によつて前進する面も出てくると思ひますが、全体的にはいまだどのような観念じやなくて、環境保全ということ自体が大きなテーマになつてきているときであり、また前回の委員会でも三木長官は、環境権というものは政治の場においては当

然あるという前提で物事は進めるべきだというふうな答弁なさつておられます。しかし現実にはなかなか追いついていかないという、そういう点について、やはり環境庁自体が、人数も少ない、定員も少ないし、また各地方に出先機関もありませんし、いろいろやりにくい点があると思うのです。かといつて、せめて環境庁がよりどころであつて、どうもほかの省やほかの庁では環境問題、公害問題はうまく取り組んでいかれないという点で、環境庁に期待をしているわけなんです。その点ひとつこの機会に長官の御意見を聞きまして終わります。

○国務大臣(三木武夫君) いままでの環境行政というものは、ことに自然環境の保全という点では、いままでの実績など考えてみまして、これはよほどわれわれとしても決意を新たにしたいやうな点に、いろいろな機構とか人員とかいう問題もありませんが、しかしもう一つは、府県知事の権限というものがこの問題については非常にあるんです。ね、国定公園にしても自然公園にしても、これはみな権限は都道府県知事にあるわけですから。したがつて、自然環境を保全するというこの目的を達成するためには、幅広い一つの国民的な支持というものが要すると思ふんです。そういうことで、一般国民の意識にも大きな変化が起つておるわけで、あまりGNPだけではどうにもならぬ、自然環境というものは保全をしなければ真の豊かな国にはならぬという、一つの価値観において大きな変化もありますから、したがつて自然環境保全ということに一段と力を入れようとする、そういうものに対する支援体制というものは強まっておりますから、これは地方自治体あるいは地方住民、そういう人たちの間に緊密な協力を保ちながら、環境保全という問題に対して従来の行き方に対する反省も加えて、さらに一段と強力な行政を推進をしていきたいと考えております。

○委員長(森中幸義君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会します。
午後四時五十六分散会

六月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は五月九日)
一、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案

六月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願(第三一九五号)(第三三〇五号)(第三三三八号)(第三三九〇号)(第三九三三号)(第三四二二号)(第三四二七号)(第三四二八号)(第三四二九号)(第三四三三三号)(第三四五四号)
一、PCB公害に関する請願(第三四三三三号)

第三一九五号 昭和四十八年六月十五日受理
東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願
請願者 千葉県習志野市袖ヶ浦六ノ一一ノ
一三 牛野孝三外四十七名
紹介議員 向井 長年君

東京湾の埋立てを中止し、もはや残り少ない干潟と自然海岸を良好な自然状態のもとに保全し、市民の自然との接触の場として長く後代に残すための措置をすみやかに講ぜられたい。

理由

一、空気や水を浄化し、気候を温和にする身近な自然として、又、安息やレクリエーションの場として親しまれてきた東京湾の干潟は、臨海地域開発の埋立てにより減じようとして、汚染の激化と相まって、東京湾は死の海に化しようとしており、既に、沿岸住民の快適な環境はうばわれ、健康はおびやかされていく。

二、美しく、ゆたかな生命力ある自然を残すことは、この国土を継承する未来の世代に対するわれらの責務である。

第三二〇五号 昭和四十八年六月十五日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 千葉県習志野市袖ヶ浦三ノ四ノ二

ノ五〇一 田中寿代外四十七名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三三一八号 昭和四十八年六月十八日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎中町二ノ九ノ二

戸田耿介外四十六名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三三九〇号 昭和四十八年六月十九日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 千葉県習志野市大久保四ノ九ノ五

茂田良光外四十七名

紹介議員 栗林 卓司君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三三九三号 昭和四十八年六月十九日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 千葉県松戸市平賀一三〇ノ一 関

口紅子外三十九名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三四二二号 昭和四十八年六月二十日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 横浜市区大橋町三ノ六三 岩田

克巳外四十七名

紹介議員 野末 和彦君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三四二七号 昭和四十八年六月二十日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 東京都墨田区吾妻橋一ノ一三ノ一

三 奈良美都子外四十七名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三四二八号 昭和四十八年六月二十日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 青森県弘前市浜の町三 小野寺重

雄外四十七名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三四二九号 昭和四十八年六月二十日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 千葉県習志野市袖ヶ浦三ノ二ノ一

ノ三〇一 白井孝之外四十七名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三四五三号 昭和四十八年六月二十一日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 東京都江戸川区松島一ノ三ノ五

三田豊一外四十七名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三四五四号 昭和四十八年六月二十一日受理

東京湾の埋立ての中止と干潟の保全に関する請願

請願者 宮城県本吉郡志津川町十日町一二

一 田中完一外四十七名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三一九五号と同じである。

第三四四三号 昭和四十八年六月十六日受理

PCB公害に関する請願

請願者 長野県北佐久郡軽井沢町大日向

堀川トミ子外三十六名

紹介議員 小笠原貞子君

PCB公害から命を守るため、すみやかに左記事項について対策をたてられたい。

- 一、PCBの製造、使用を中止し、回収、処理施設を完備し、監視体制をつくること。
- 二、全国的な母乳、食品、のみ水検査を公費により実施し、結果を公表すること。
- 三、母子、使用していた労働者及び住民の健康診断を無料で行なうこと。
- 四、慢性毒性検査を実施すること。
- 五、PCB検査器械購入と検査員の配置などの緊急予算措置を講ずること。

理由

PCBは、体内に入ると排出されにくく、発育がおくれ、内臓の働きが弱まり、奇形、皮膚炎、発ガン、神経障害をおこしやすい毒性の強いもので、母乳、水、米、トイレットペーパー等身のまわりの多くのものに含まれており、一億国民の命がおびやかされているが、政府はいまだにPCBの生産を許し、根本的な対策をたてていない。

昭和四十八年七月二十日印刷

昭和四十八年七月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局